

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：第2次つくば市グローバル化基本指針（案）】

令和4年（2022年）12月
つくば市市長公室国際都市推進課

案件名	第2次つくば市グローバル化基本指針(案)
募集期間	令和4年(2022年)12月2日 ~ 令和5年(2023年)1月4日
担当課	市長公室国際都市推進課
問合せ	TEL 029-883-1111(内線 5246)

■ 意見募集の趣旨

多様な担い手が連携・協力し、外国人市民にとっても、地域でともに暮らす日本人市民にとっても、安心して暮らせるまちづくりを推進するためのガイドラインとするため、「第2次つくば市グローバル化基本指針」を策定するものです。

■ 資料

- ・ 第2次つくば市グローバル化基本指針 (案)
- ・ 第2次つくば市グローバル化基本指針 (案) 概要版
(日本語・英語・中国語・韓国語)

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 市長公室国際都市推進課 (5階)
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市市長公室国際都市推進課
- ファクシミリ 029-828-6204
- 電子メール ctz031@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第2次つくば市グローバル化基本指針の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和5年（2023年）3月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、市長公室国際都市推進課、
情報コーナー（庁舎1階）、
各窓口センター、各地域交流センター

パブリックコメント資料



第2次 つくば市 グローバル化 基本指針(案)

令和5年(2023年)4月

〔対象期間〕

令和5年度(2023年度)から
令和14年度(2032年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

(市長挨拶)

(目次)

第1章 指針の策定にあたって

1 策定の背景と目的	4
2 指針の位置づけ	5
3 指針の推進期間	6

第2章 社会情勢等

1 在留外国人の動向	7
2 国の動向	7
3 県の動向	9

第3章 つくば市の現状と課題

1 つくば市の外国人市民の状況	
(1) 総人口に占める外国人市民の割合と人口の推移	10
(2) 国籍・地域別外国人数と推移	11
(3) 年齢別外国人数	14
(4) 在留資格別の外国人数と推移	15
(5) 居住エリア別外国人数	16
(6) 外国につながる児童・生徒数の推移	17
2 つくば市グローバル化基本指針に基づく主な取組	18
3 つくば市外国人市民意識調査結果	
(1) 調査の概要	19
(2) 主な結果	19
4 つくば市市民意識調査結果	
(1) 調査の概要	36
(2) つくば市の国際化に係る部分の主な結果	36
5 つくば市における課題	38

第4章 第2次つくば市グローバル化基本指針の方向性

1 つくばのグローバル化に向けた過程と目指す「ゴール」	40
2 ゴールの実現に向けた3つのテーマと基本施策	
(1) ゴールの実現に向けたテーマ	42
(2) 3つのテーマに紐づく基本施策	43
3 推進体制	44

資料編

- 1 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会設置要項 …………… 47
- 2 第2次つくば市グローバル化基本指針懇話会委員名簿 …………… 49

第1章 指針の策定にあたって

1 策定の背景と目的

つくば市では、グローバル化の推進に関する指針として、平成28年(2016年)に「つくば市グローバル化基本指針」を策定し、3つの基本施策の柱のもと、グローバル化に資する施策を推進してきました。

この間、国では、平成29年(2017年)の技能実習制度の見直し(実習期間の延長や対象職種の拡大)、平成30年(2018年)12月の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(関係閣僚会議決定)」の策定、また、平成31年(2019年)4月の在留資格「特定技能」の創設など、外国人の受入れを拡大しつつ、共生社会の実現を推進する動きを加速させています。しかし、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、国内外を巡る情勢が一変しました。

そうした中、つくば市には、令和4年(2022年)10月1日現在、市の総人口の約4.6%に当たる11,721人、世界145の国籍・地域の外国人市民が居住しており、「つくば市グローバル化基本指針」を策定した平成28年(2016年)10月1日の8,429人に比べて、約1.4倍に増加するなど、年々増加傾向にあります。また、近年は従来多かった研究者や留学生に加え、それ以外の様々な目的でつくばに居住する外国人市民が増加しており、必要とされる生活支援策も多様化しています。

つくば市では、SDGsをはじめとする取組及び当市の魅力の国内外への発信、海外都市や世界各地の研究機関や大学等との連携・交流、外国人材の受入支援など、世界に目を向けた施策を広範に展開しています。こうした取組は、行政だけにとどまらず、市内の大学や研究機関、民間団体、市民活動グループ等、多様な担い手によって行われており、その全容は把握しきれていないほど多岐に及んでいます。

今後、国際化の進展が一層見込まれる中で、当市が持続可能な発展を続けるため、外国人市民にとっても、地域社会でともに暮らす日本人市民にとっても、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、「国際都市つくば」として、多様な担い手が連携・協力して国際化施策を推進していくことが望まれています。また、新たな視点として、少子高齢化が進む中で、外国人市民が自分の持つ強みをいかし、日本人市民と力を合わ

せてともに地域社会を支える一員として活躍できるような環境づくりが重要だと考えます。

以上の点を踏まえ、変化し続けるつくば市の状況及び国際動向に対応するとともに、新たな視点を加えた国際化施策を市全体で一体的に推進していくため、「第2次つくば市グローバル化基本指針」を策定しました。

2 指針の位置づけ

本指針は、つくば市の最上位計画である「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン（2020年3月）」をはじめ、市の関連計画、国のプランや県の総合計画との整合性を図りながら、つくば市の国際化施策の方向性を示す指針として位置づけます。

なお、つくば市未来構想の大きな目標でもある「持続可能都市」の実現へ向けて、本指針も、「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本的理念を踏まえて策定しています。

※SDGs:2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念の下、持続的で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した、2030年を年限とする国際目標（17の目標と169のターゲット）。

3 指針の推進期間

本指針の推進期間は、令和5年（2023年）度から令和14年（2032年）度の10年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて指針の見直しを行うとともに、本指針の推進期間中、3年を期間として別途アクションプランを策定します。3年ごとにアクションプランを見直すことで、実態に即した具体的な取組を着実に進めていきます。



第2章 社会情勢等

1 在留外国人の動向

日本では、平成31年(2019年)4月から、在留資格「特定技能」の創設を受けて、特定技能外国人の受入れが始まり、外国人住民の更なる増加及び定住化の進展が予想されていました。日本に在留する外国人は令和元年(2019年)末時点で約293万人、日本で就労する外国人も、令和元年(2019年)10月末時点で約166万人と、それぞれ過去最多を記録しています。そのような中、令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響を受け、令和2年(2020年)は新たに入国する外国人が減少しました。(※1)しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束し、国際的な人の往来の制約がなくなった後は、来日する外国人が再び増加することが見込まれています。

(※1):令和2年末は約289万人、令和3年末は約276万人

2 国の動向

国においては、「特定技能」の在留資格創設を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を推進していく観点から、平成30年(2018年)12月に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(関係閣僚会議決定)」を取りまとめました。

- ①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等
- ②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組
- ③生活者としての外国人に対する支援
- ④新たな在留管理体制の構築等の施策

を実施することとし、順次改訂・拡充を図るなど、外国人の受入れと共生社会づくりに取り組んでいます。

また、総務省は、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化等に対応するため、令和2年(2020年)9月、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。これは、「地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するために平成18年(2006年)3月に策定

されたもので、14年ぶりの改訂となります。社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義として、

- ①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - ②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - ③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - ④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現
- の4点を挙げており、今後、地方公共団体においては改訂したプランを参照しながら、地域の実情を踏まえた「多文化共生推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進を促進するとしています。



出典：令和2年9月10日付総務省自治行政局国際室報道資料

3 県の動向

茨城県は平成28年(2016年)度～平成32年(2020年)度までの5年間を計画期間として、県のグローバル化にとって重要な事項を包括的にカバーする「いばらきグローバル化推進計画」を策定しました。グローバル化推進計画に入れるべき方針・施策等は茨城県総合計画に反映させていることから、平成32年(2020年)度末の計画期間終了後は改訂せず、現在は総合計画の下でグローバル化を推進しています。

茨城県総合計画は、時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを県民とともに推進していくため、平成30年(2018年)度からの県政運営の指針となる計画として策定され、令和4年(2022年)には第2次茨城県総合計画が策定されています。この計画は「Ⅰ 新しい豊かさ」「Ⅱ 新しい安心安全」「Ⅲ 新しい人財育成」「Ⅳ 新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱としており、第2次茨城県総合計画では、外国人材の雇用の推進や災害時の多言語による情報提供などの情報伝達体制づくり、国際理解教育の推進、地域日本語教育や日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒の支援体制の充実、海外へ向けた魅力の発信、また、つくばの強みを生かしたグローバル拠点都市化等、すべてのチャレンジにおいて、国際化に関する取組が掲げられています。

第3章 つくば市の現状と課題

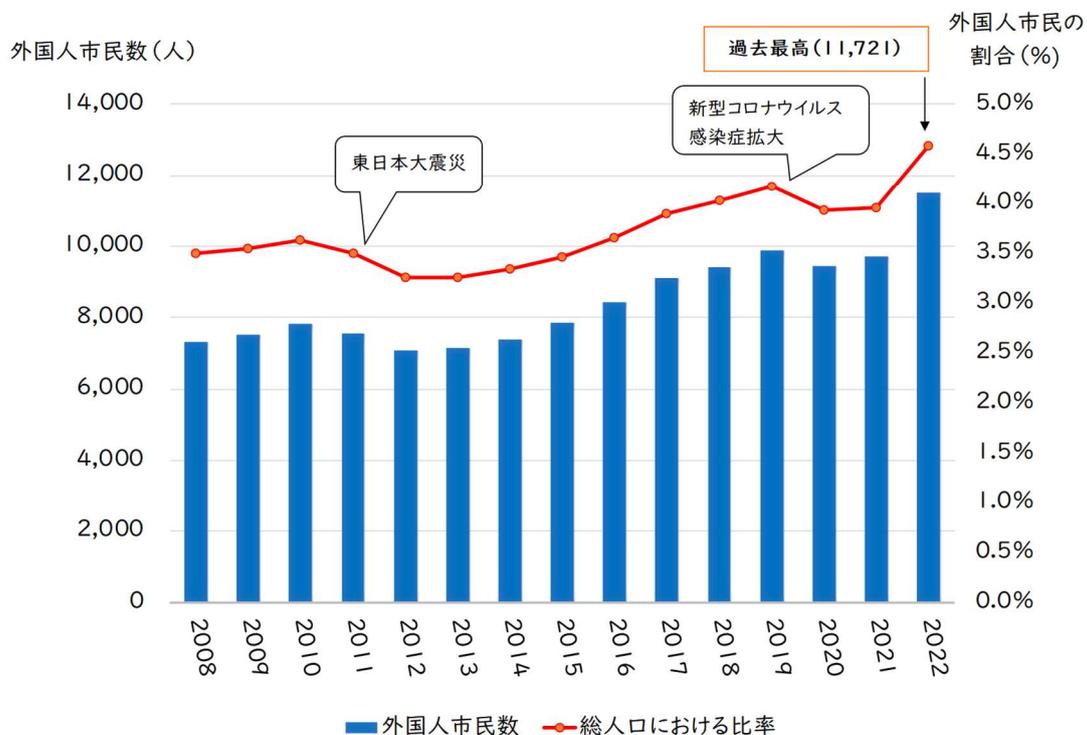
1 つくば市の外国人市民の状況

(1) 総人口に占める外国人市民の割合と人口の推移

令和4年(2022年)10月1日現在、つくば市の外国人市民は11,721人、国籍・地域数は145か国となっています。つくば市の総人口は251,208人であり、総人口に占める外国人市民の割合は約4.6%です。全国平均が約2.3%(2020年12月末現在)、茨城県全体でも約2.5%(2021年12月末現在)であることから、つくば市は全国的に見ても外国人市民の割合が高い都市であるといえます。

また、外国人市民の人口の推移を見てみると、東日本大震災を境に減少傾向となっていました。平成25年(2013年)から徐々に増加傾向に転じ、第1次つくば市グローバル化基本指針を策定した平成28年(2016年)の外国人市民数は約8,000人となっています。その後も増加傾向は続き、令和元年(2019年)11月には1万人を超えましたが、令和元年(2019年)末に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、一旦は減少に転じました。しかし、この傾向は一時的なものであり、国の水際対策の緩和により、外国人市民数は再び増加に転じています。

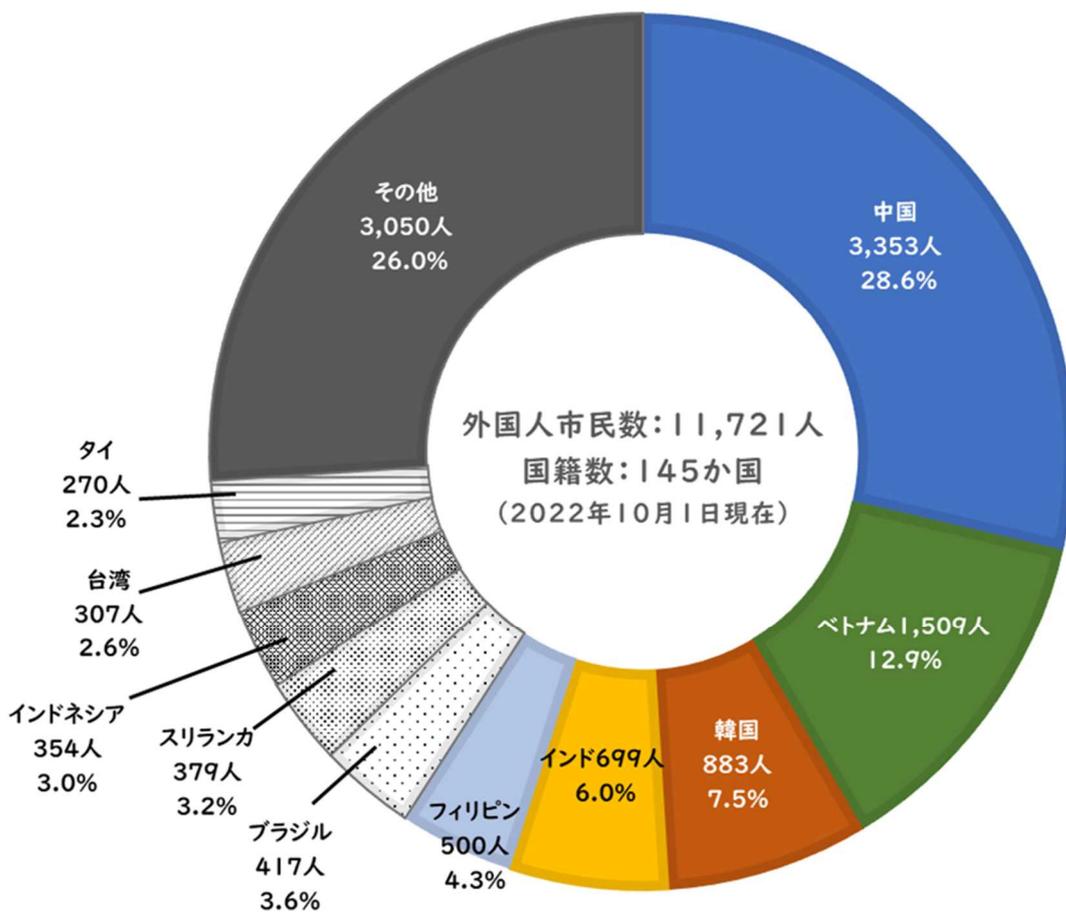
つくば市の外国人市民の人口の推移(各年10月1日現在)



(2) 国籍・地域別外国人数と推移

国籍・地域別の外国人数を見ると、令和4年(2022年)10月1日現在、中国が約29%と最も多く、次いでベトナム、韓国と続いています。人数が多い上位10か国のうち、ブラジルを除いた9か国がアジア圏の国・地域であり、全体の7割を占めています。全体では145の国籍・地域の外国人市民が居住しており、「その他」の3,050人の国籍の内訳は実に135か国にのぼります。

日本全体の在留外国人の国籍・地域の数が194(2021年12月現在)であることに照らし合わせると、150近い国・地域の人々が約25万の人口規模の都市に集まっていることは、特筆すべきつくば市の特徴であり、つくば市は日本有数の多様な国・地域の出身者で構成された都市であるといえます。その背景には、多くの開発途上国の行政官や技術者を研修生として受け入れているJICA 筑波や117の国・地域(2022年5月1日現在)から留学生を受け入れている筑波大学の存在があります。

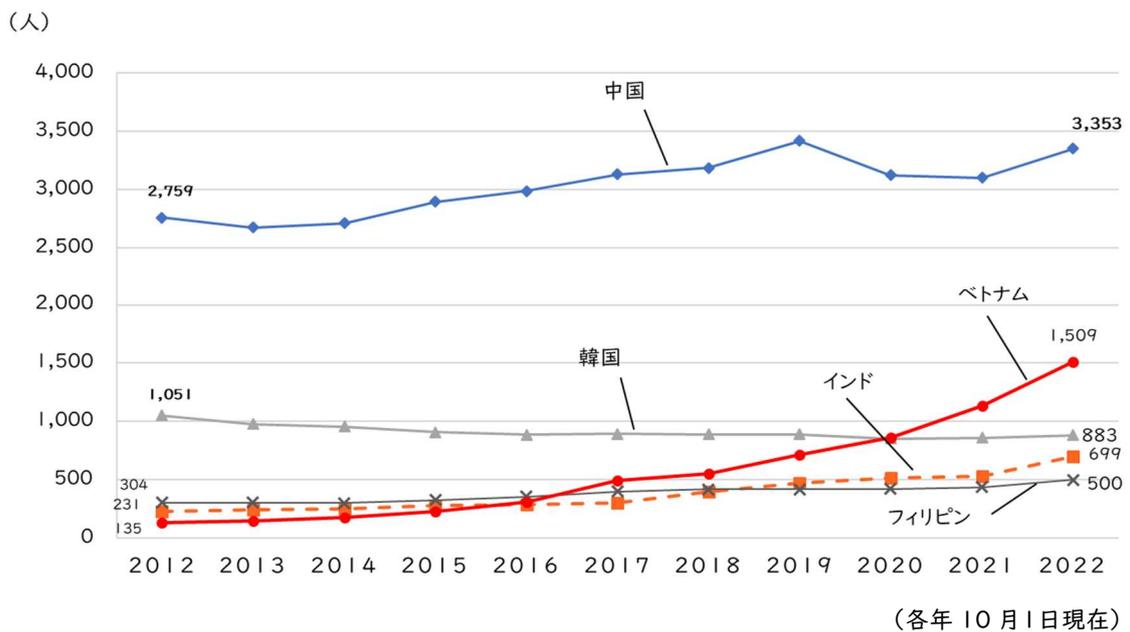


【参考】つくば市外国籍人口(2022年10月1日現在)						単位:人		
順	国籍・地域	計	順	国籍・地域	計	順	国籍・地域	計
1	中国	3353	50	イラク	10	99	マダガスカル	3
2	ベトナム	1509	51	ニュージーランド	10	100	パラグアイ	3
3	韓国	883	52	セルビア	10	101	ベネズエラ	3
4	インド	699	53	アルジェリア	9	102	サモア	3
5	フィリピン	500	54	ベルギー	9	103	イエメン	3
6	ブラジル	417	55	チリ	9	104	ジョージア	3
7	スリランカ	379	56	ハンガリー	9	105	オーストリア	2
8	インドネシア	354	57	リベリア	9	106	ドミニカ共和国	2
9	台湾	307	58	シリア	9	107	エルサルバドル	2
10	タイ	270	59	マラウイ	8	108	コートジボワール	2
11	米国	262	60	スウェーデン	8	109	ジャマイカ	2
12	ネパール	189	61	シンガポール	8	110	モルドバ	2
13	モンゴル	186	62	ボリビア	7	111	パプアニューギニア	2
14	バングラデシュ	173	63	ギニア	7	112	ソロモン	2
15	アフガニスタン	158	64	朝鮮	7	113	トリニダード・トバゴ	2
16	ペルー	157	65	モザンビーク	7	114	ジンバブエ	2
17	パキスタン	145	66	サウジアラビア	7	115	アンゴラ	2
18	ロシア	141	67	フィンランド	6	116	アルメニア	2
19	マレーシア	106	68	ギリシャ	6	117	スロバキア	2
20	エジプト	91	69	キルギス	6	118	アルバニア	1
21	フランス	89	70	モロッコ	6	119	ブータン	1
22	ウズベキスタン	78	71	モルディブ	6	120	ブルンジ	1
23	ミャンマー	76	72	ニカラグア	6	121	コンゴ共和国	1
24	英国	75	73	スイス	6	122	コンゴ民主共和国	1
25	ドイツ	74	74	ウガンダ	6	123	コスタリカ	1
26	カンボジア	73	75	ベラルーシ	5	124	キプロス	1
27	カナダ	62	76	チェコ	5	125	ベナン	1
28	ナイジェリア	51	77	エリトリア	5	126	デンマーク	1
29	ウクライナ	50	78	イスラエル	5	127	エストニア	1
30	イラン	44	79	レバノン	5	128	東ティモール	1
31	ガーナ	41	80	マリ	5	129	ギニアビサウ	1
32	オーストラリア	31	81	オマーン	5	130	アイルランド	1
33	カザフスタン	30	82	ルワンダ	5	131	ヨルダン	1
34	イタリア	28	83	トルクメニスタン	5	132	クウェート	1
35	カメルーン	26	84	南アフリカ共和国	5	133	ラトビア	1
36	タジキスタン	25	85	アゼルバイジャン	5	134	マルタ	1
37	ケニア	20	86	スロベニア	5	135	モーリシャス	1
38	トルコ	20	87	ブルガリア	4	136	北マケドニア	1
39	ラオス	19	88	ブルネイ	4	137	ナミビア	1
40	ルーマニア	19	89	リトアニア	4	138	カタール	1
41	コロンビア	18	90	ノルウェー	4	139	シエラレオネ	1
42	スペイン	18	91	セネガル	4	140	タンザニア	1
43	チュニジア	18	92	ザンビア	4	141	トンガ	1
44	エチオピア	17	93	アンティグア・バーブーダ	4	142	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
45	メキシコ	17	94	キューバ	3	143	モンテネグロ	1
46	アルゼンチン	14	95	クロアチア	3	144	パレスチナ	1
47	ポーランド	13	96	エクアドル	3	145	南スーダン	1
48	スーダン	12	97	グアテマラ	3		無国籍	0
49	オランダ	11	98	ホンジュラス	3		国籍なし	7
※この表は、住民基本台帳人口を集計しています。								
※この表の国籍・地域の分類は、法務省の在留外国人統計の分類に基づくものです。						参考	日本人人口	239,487
(出展)つくば市オープンデータサイト								

また、国籍・地域別に人口の推移を見ると、ベトナムとインドの増加傾向が顕著です。これは、平成29年(2017年)の「技能実習法」の改正・施行による技能実習制度の適正化・拡充や、令和元年(2019年)の「出入国管理及び難民認定法」施行による在留資格「特定技能1号・2号」創設といった国の外国人材受入政策の影響によるものと考えられます。

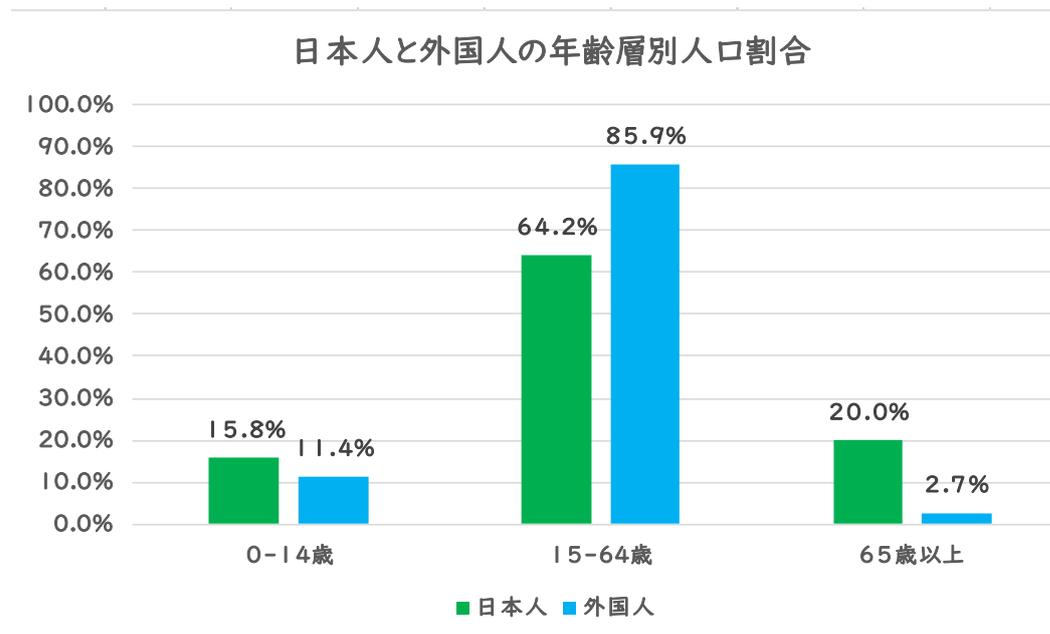
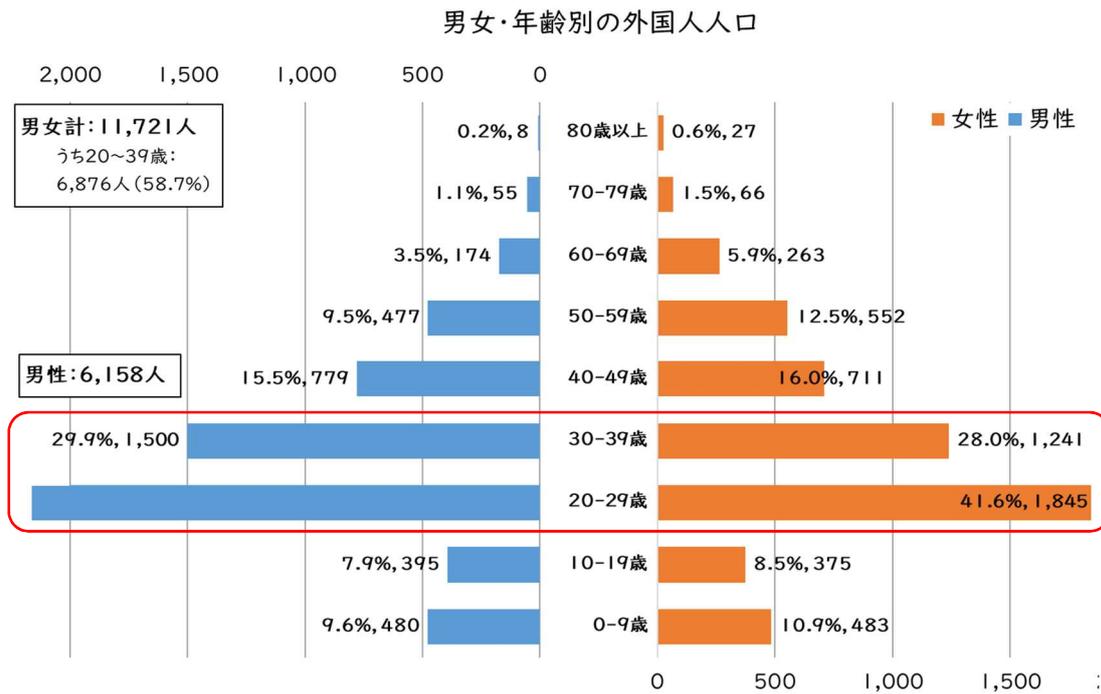
平成24年(2012年)と比較すると、令和4年(2022年)にはベトナムは約11倍、インドは約3倍に増えており、今後もこの傾向は続くものと思われま

つくば市の外国人市民の人口の推移(国別)



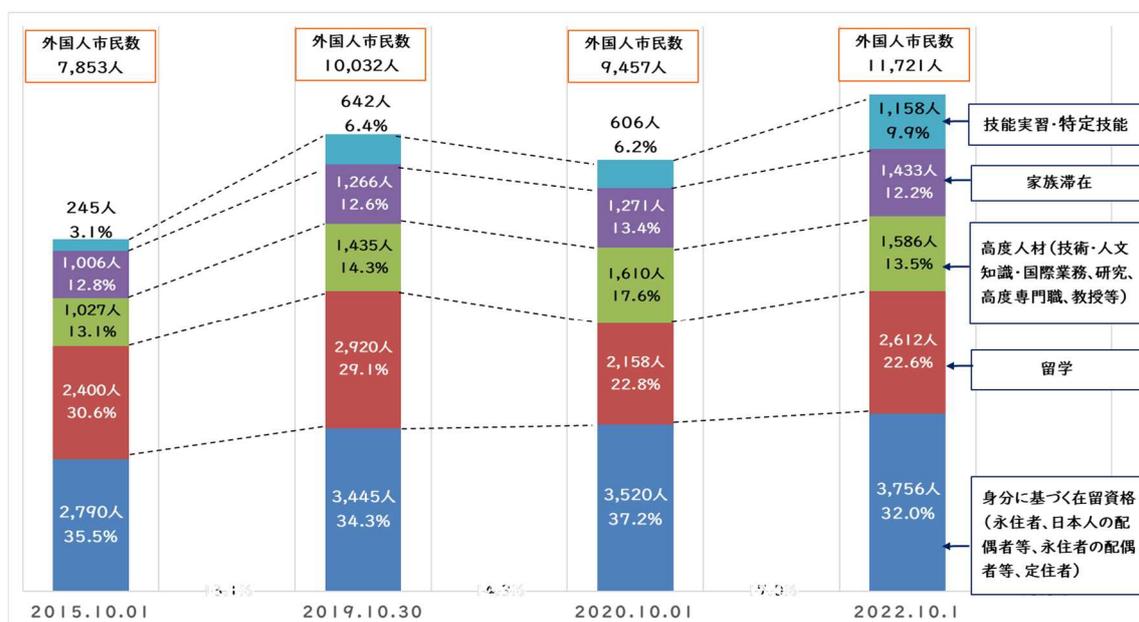
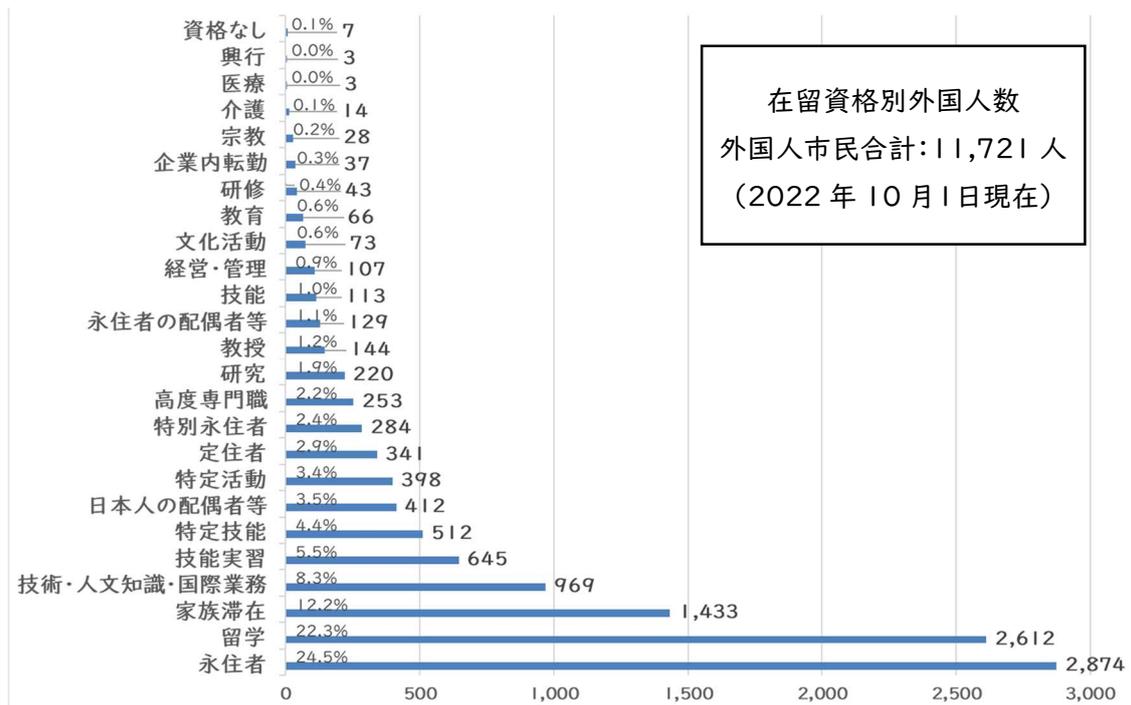
(3) 年齢別外国人数

年齢別にみると、令和4年（2022年）10月1日現在、外国人市民は男女ともに20～29歳の20歳代が最も多く、20～39歳人口は全体の58.7%と半数を超えています。また、日本人の人数と比較すると、65歳以上の高齢者人口は日本人が約20%なのに対し、外国人は約2.7%です。15～64歳の生産年齢人口は、日本人が約64%なのに対し、外国人は約86%となっており、年齢別の人口構成は日本人と大きく異なっているとと言えます。



(4) 在留資格別の外国人数と推移

在留資格別にみると、最も多いのは「永住者」で、「日本人の配偶者等」や「定住者」などを合わせると、約3割となります。また、「留学」が22.3%で2位となっていますが、「留学」「技術・人文知識・国際業務」「研究」「高度専門職」などを合わせると約35%となり、高水準の教育を受けた人材や高度人材が多いこともつくば市の特徴の一つです。一方、技能実習と特定技能を合わせても約10%と多くはないものの、その割合は7年間で3倍に急増しており、今後はさらに増加することが見込まれます。



(5) 居住エリア別外国人数

つくば市は茨城県の南西部に位置し、面積は 283.72 平方キロメートルで県内4番目の広さとなっています。地区別(旧町村別)の内訳をみると谷田部地区に約 46%、桜地区に約 39%となっており、この2つの地区に外国人市民が集中していることが分かります。一方、外国人住民がいない地区はなく、市内全地域に分布しています。

外国人住民数(概要)-上位 10ヶ国-

令和4年(2022年)10月1日現在

国籍・地域	地区(旧町村)別内訳						計	国籍別割合
	谷田部	桜	大穂	豊里	筑波	茎崎		
中国	1,199	1,900	93	44	37	80	3,353	28.6%
ベトナム	887	277	84	158	51	52	1,509	12.9%
韓国	449	348	33	20	5	28	883	7.5%
インド	414	238	13	16	15	3	699	6.0%
フィリピン	242	125	17	36	13	67	500	4.3%
ブラジル	280	53	12	10	9	53	417	3.6%
スリランカ	171	95	38	42	10	23	379	3.2%
インドネシア	109	139	23	34	21	28	354	3.0%
台湾	153	117	20	3	4	10	307	2.6%
タイ	102	73	29	16	18	32	270	2.3%
その他	1,357	1,214	209	75	98	97	3,050	26.0%
計	5,363	4,579	571	454	281	473	11,721	-
地区別割合	45.8%	39.1%	4.9%	3.9%	2.4%	4.0%	-	-
※国籍・地域の分類は、法務省の在留外国人統計の分類に基づく。							145カ国	

(6) 外国につながる児童・生徒数の推移

令和4年(2022年)5月1日現在、つくば市の公立小中学校(義務教育学校含む)には外国につながる児童・生徒が833人在籍しています。「外国につながる児童・生徒」とは、海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どものことで、「外国につながる子ども」「外国にルーツをもつ子ども」とも言われます。具体的には、

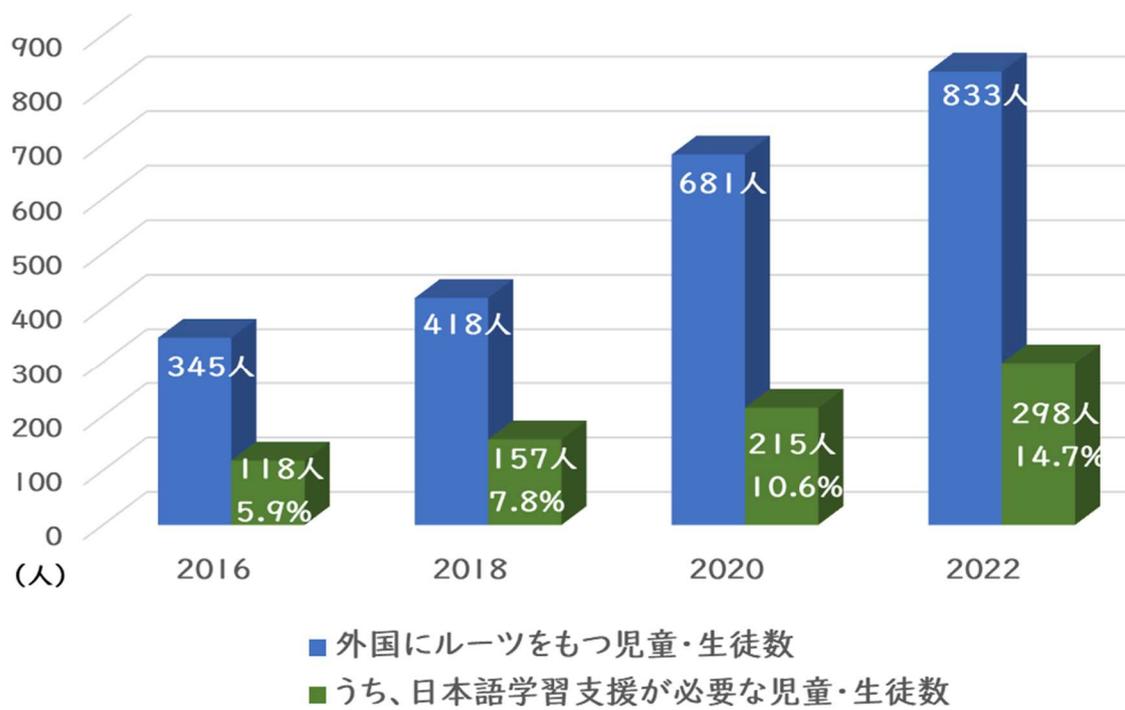
- ①外国籍の子ども:外国人の両親から生まれた子ども、日系人、特別永住者など
- ②日本国籍・二重国籍の子ども:両親のどちらかが外国人の子ども、外国育ちで日本国籍の子ども(帰国子女)など
- ③無国籍の子ども:難民2世など

が挙げられ、つくば市の公立小学校では約9割の学校に、公立中学校では全ての学校に外国につながる児童・生徒が在籍しています。外国につながる児童・生徒数の推移をみると、生徒数は増加傾向にあり、平成28年(2016年)からの6年間で約2.4倍となっています。そのうち日本語指導が必要な児童・生徒数も同様に増加傾向にあり、6年間で約2.5倍の増となっています。

公立小中学校の状況

令和4年(2022年)5月1日現在

区分	全在籍数	うち、外国につながる児童・生徒数	
公立小学校(義務教育学校含む)	15,758人	613人	3.9%
公立中学校(義務教育学校含む)	6,608人	220人	3.3%
計	22,366人	833人	3.7%



2 つくば市グローバル化基本指針に基づく主な取組

つくば市ではこれまで、平成 28 年(2016 年)度に策定した「つくば市グローバル化基本指針」に基づき、「世界が集い、世界に羽ばたくまちの創造」の基本理念の下、様々な施策に取り組んできました。

特に、法務省の外国人受入環境整備交付金を活用し、20 言語での対応を可能とした「つくば市外国人相談窓口」の設置や8言語での外国語広報紙の発行、外国につながる子どもたちの日本語学習・就学支援等、外国人市民の生活支援を積極的に行ってきたほか、市内小中学校での国際理解講座の開催や市民が参加可能な国際交流イベントの開催等を通じて、多文化共生社会の実現に取り組んできました。また、この間、姉妹都市等の研究機関や大学、企業との交流の促進や G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合の開催等により、世界とつながるネットワークづくりや世界に向けたつくばの魅力発信にも取り組んできました。

平成 28 年(2016 年)9月策定「つくば市グローバル化基本指針」

基本理念:「世界が集い、世界に羽ばたくまちの創造」

基本施策	個別施策	主な取組み
1 多文化共生社会が実現するまち	(1) 外国人を対象とした相互理解の形成	①外国人への生活支援の充実
		②日本語学習機会の充実
		③公立学校におけるグローバル化対応能力の強化
		④都市施設等のグローバル化対応の推進
		⑤国際交流イベントの推進
		⑥関係機関、市民団体等との連携の強化
	(2) 市民を対象とした国際社会への適応能力の育成	①市民における多文化共生社会への意識啓発
		②地域コミュニティの活性化
		③学校における国際教育の充実
		④市民における国際感覚の涵養
		⑤姉妹都市をいかした市民交流の促進
		⑥行政のグローバル化対応
2 国際連携により、世界に羽ばたき、つながるまち	(1) 世界とつながるネットワーク化の促進と人材育成	①世界とつながるネットワークづくり
		②グローバルな教育環境による世界に羽ばたく人材の育成
	(2) 世界をフィールドとする経済活性化の推進	①グローバルMICEの誘致推進
		②企業の海外進出支援
3 グローバルな魅力の発信により、人や投資が集うまち	(1) つくばならではのグローバルな魅力の発信	①つくばのグローバルな魅力を再発見し内外に発信する
		②世界に向けたPRの推進
	(2) 人や投資を呼び込みつくばの発展につなげる	①グローバル化教育の充実を世界に発信する
		②各種イベントをいかし人や投資を呼び込む
		③インバウンドに対応した環境の整備

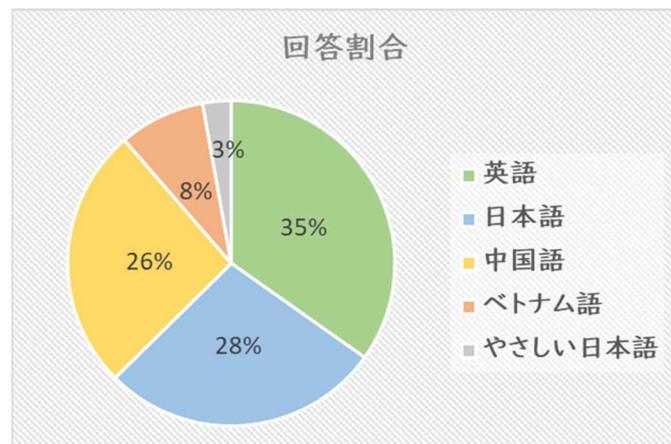
3 つくば市外国人市民意識調査結果

(1) 調査の概要

本指針策定の基礎資料とするため、令和3年(2021年)7月、18歳以上の外国人市民を対象に「つくば市外国人市民意識調査」(以下、外国人市民意識調査)を実施しました。

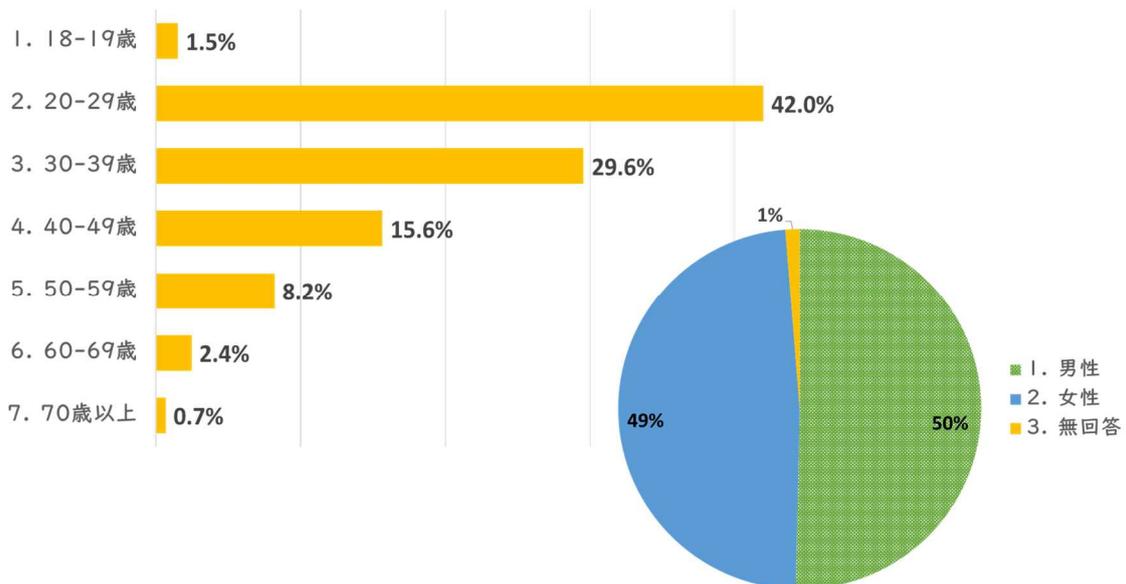
対象	令和3(2021年)年5月1日現在、つくば市に住民登録のあった18歳以上の外国人市民8,432人
実施方法	Web アンケート
実施言語	日本語・やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語
実施期間	令和3年(2021年)6月23日~7月9日(17日間)
有効回答数	2,455件(回答率29.1%)

回答言語	回答数
英語	855
日本語	681
中国語	641
ベトナム語	209
やさしい日本語	69

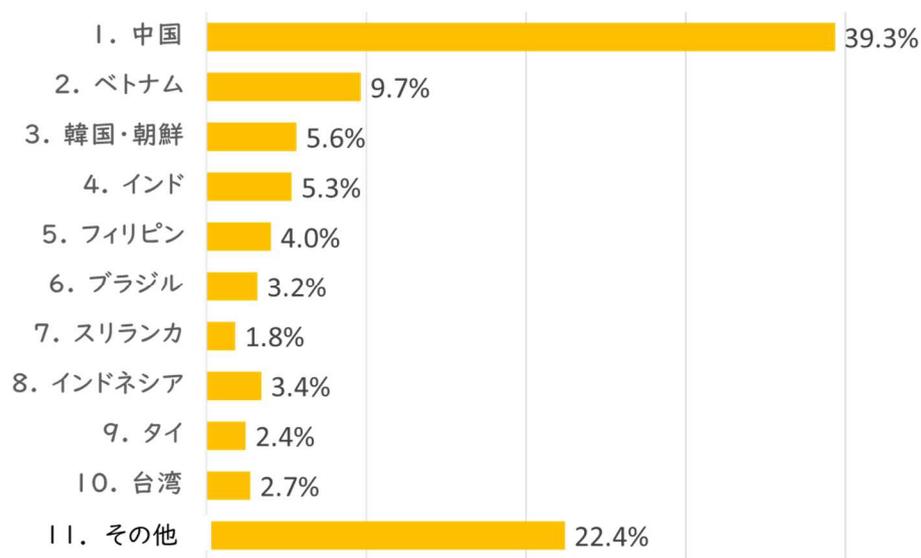


(2) 主な結果

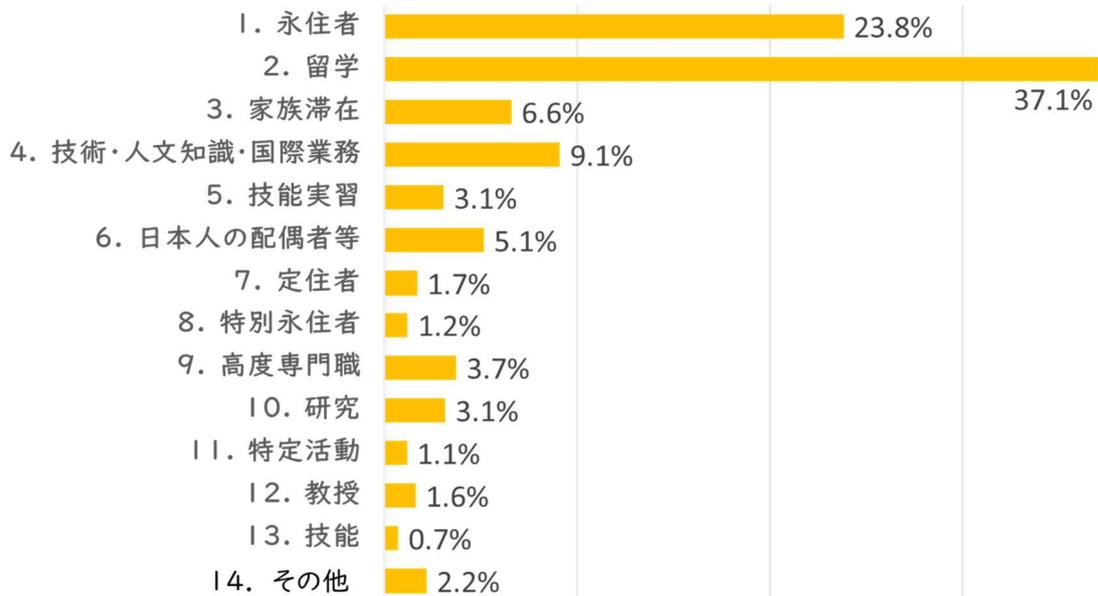
【年齢と性別】(N=2455)



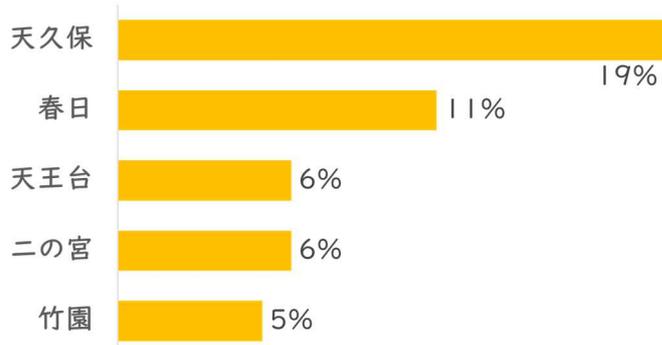
【国籍・地域】(N=2455)



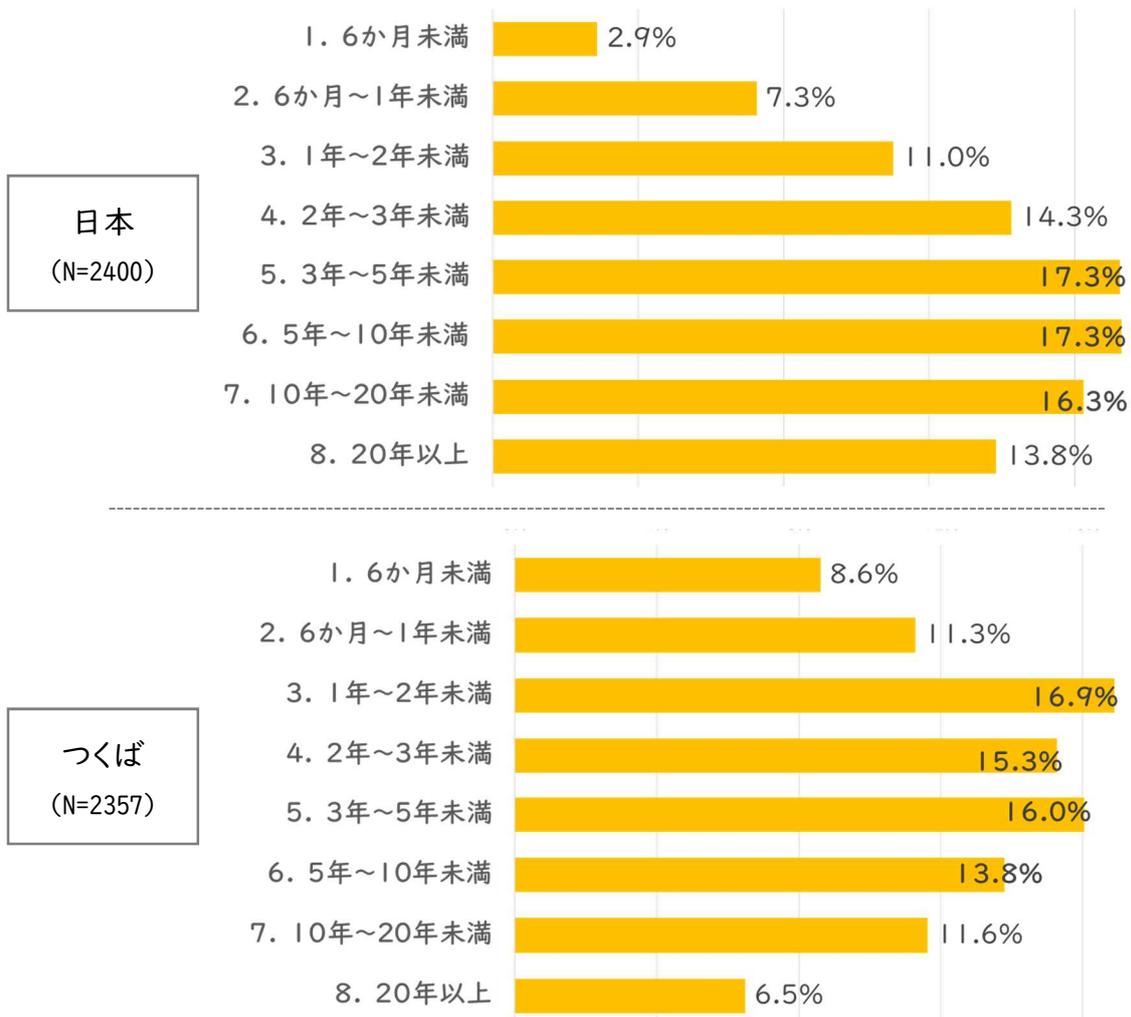
【在留資格】(N=2455)



【居住地域】(N=2455)



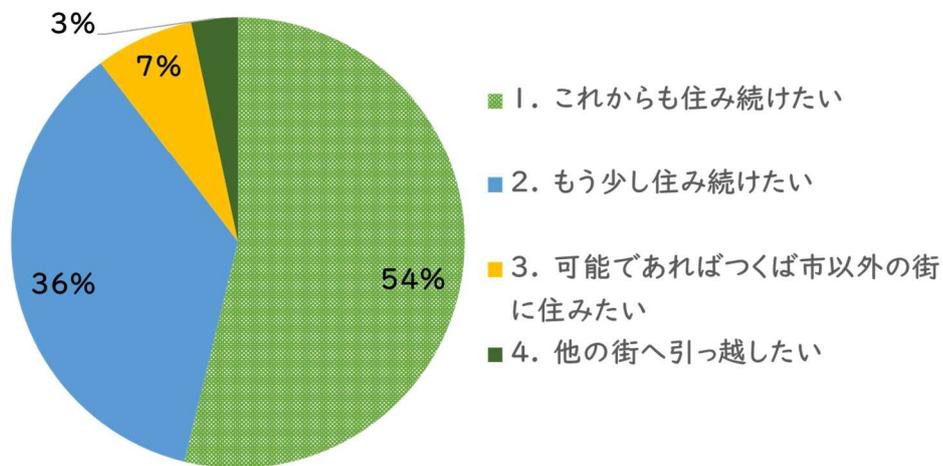
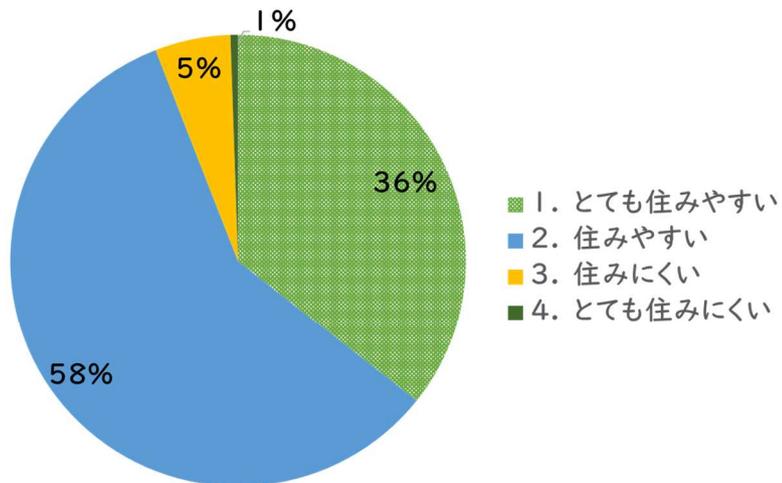
【居住期間】



回答者の在留資格が「留学」が多いことから、年齢や居住地域、日本やつくばでの居住期間にある程度偏りが出ています。

【つくば市の居住満足度と居留意向】(N=2423)

つくば市を「とても住みやすい」「住みやすい」と回答した人は94%にのぼりました。また、令和3年(2021年)8月に実施した「つくば市市民意識調査」(以下、市民意識調査)においても「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した人が約85%であることから、国籍を問わず、多くの市民が「つくば市は住みやすい」と感じていることが分かります。いずれの調査においても、「住みやすい」理由のトップは「豊かな自然」でした。



「住みやすい」と感じる理由上位5位（複数回答可）

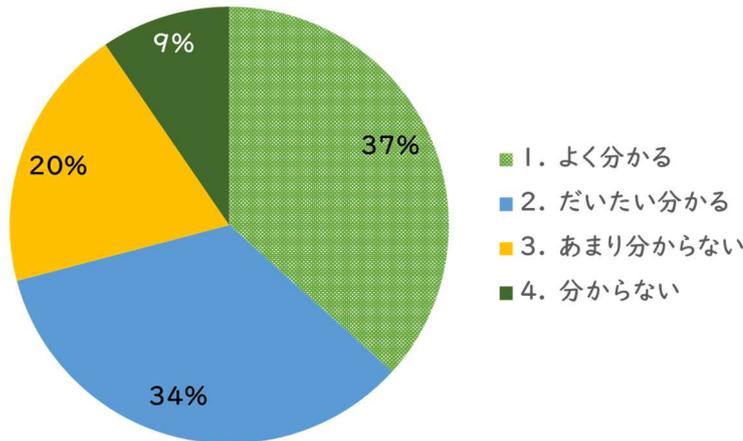
自然・公園が多い	13.6%
東京への交通アクセスがよい	10.0%
治安がよい	9.7%
街並みや街の雰囲気がよい	7.0%
買い物をできる店が多い、近い	6.7%
教育環境が充実している	6.7%

「住みにくい」と感じる理由上位5位（複数回答可）

買い物をできる店が少ない、遠い	19.5%
飲食店が少ない	12.2%
東京への交通アクセスが悪い	10.4%
仕事を見つけにくい	7.0%
街並みや街の雰囲気がよくない	5.6%

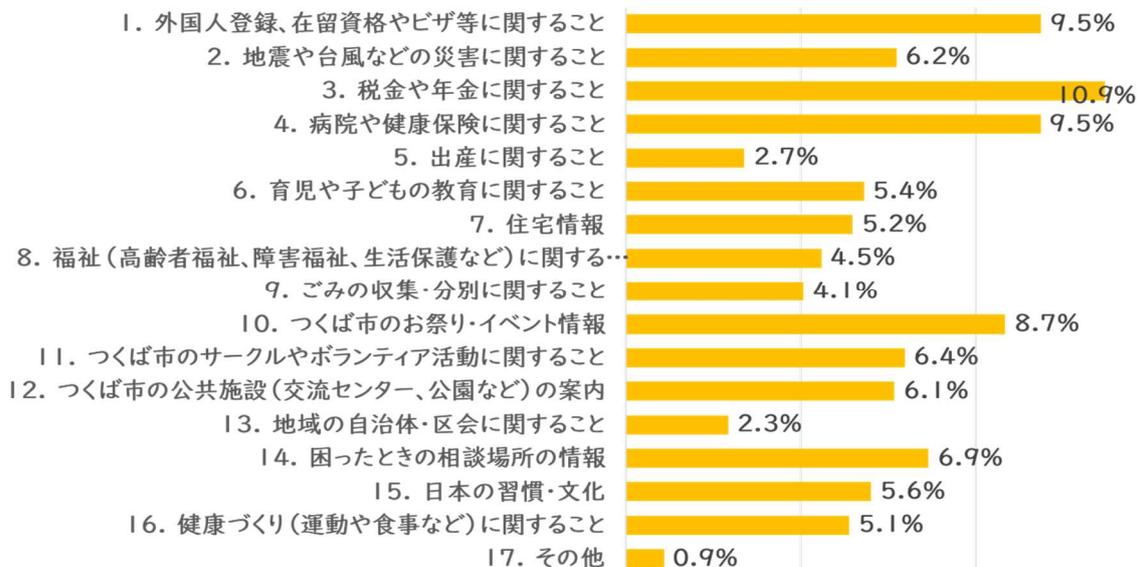
【市役所からの情報提供】(N=2267)

回答者の71%が市役所から届く日本語の通知やチラシ、パンフレットを「よく分かる」「だいたい分かる」と回答していることから、本アンケート回答者の多くは、市からの情報のある程度理解できていると推察されます。

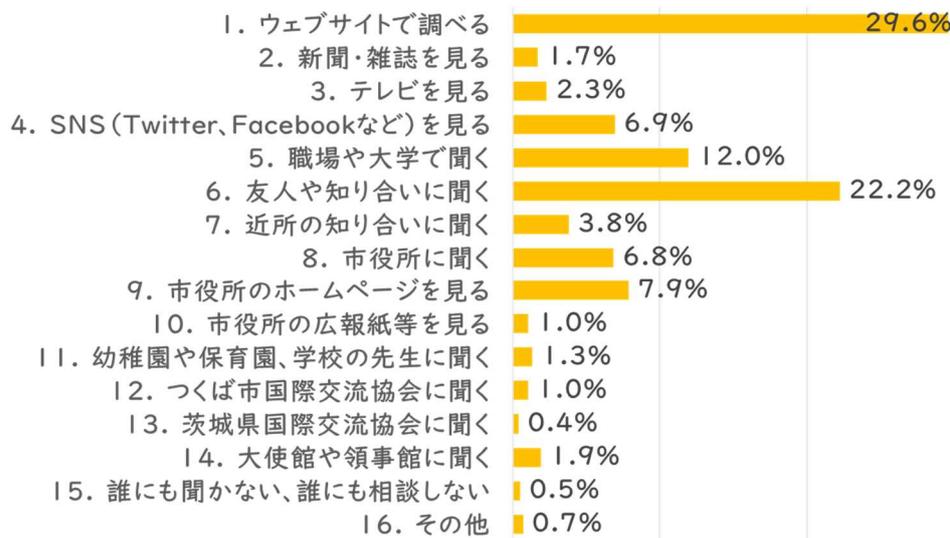


【外国人市民が求めている情報】(複数回答可)(N=11510)

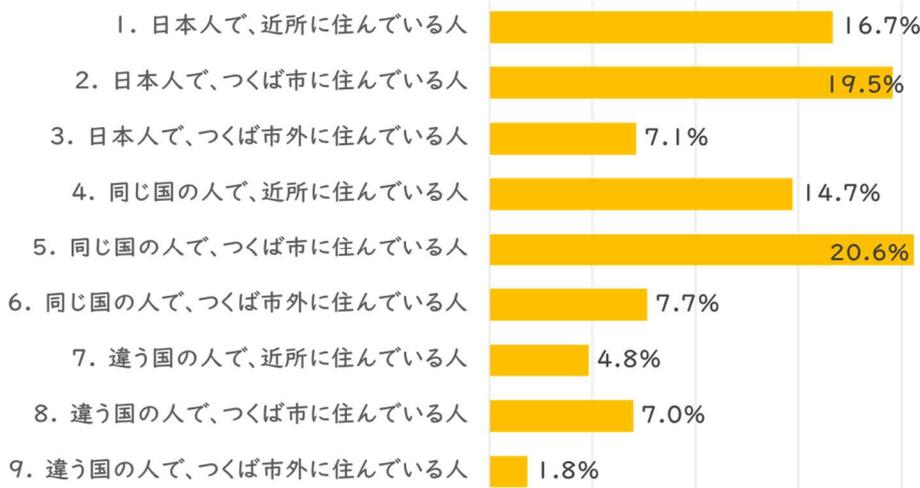
つくば市での生活や市役所での手続きの方法について、「知りたい」と回答した人が多かったものは、「税金や年金に関すること」「外国人登録、在留資格やビザ等に関すること」「病院や健康保険に関すること」でした。これらは、つくば市外国人相談窓口における相談件数の傾向ともほぼ一致しています。一方、つくば市のお祭りやイベント情報に関する問い合わせは、つくば市外国人相談窓口にはあまり寄せられていませんが、潜在的にはニーズがあることが分かりました。



【情報入手方法・相談先】（複数回答可）（N=6736）



※上記で5・6・7と回答した人の相談先（複数回答可）（N=3908）



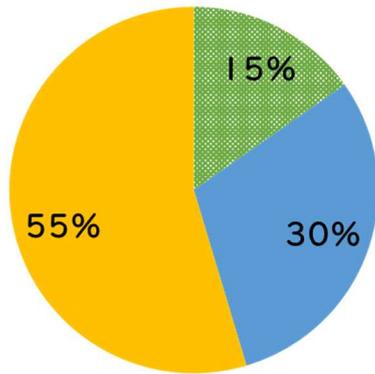
困りごとがあったとき、ウェブサイトやSNSを利用すると回答した人が36.5%（市役所のホームページも合わせると44.4%）いる一方、「市役所に聞く」という人は6.8%に留まります。つくば市での生活や市役所での手続きの方法の「知りたいこと」においても、「困ったときの相談場所の情報」と回答した人が6.9%いることから、困りごとがあった際の相談場所となる「つくば市外国人相談窓口」の周知強化は大きな課題の一つと言えます。

また、困ったときに職場や大学、友人、知り合い、近所の人に聞くと回答した人の内訳をみると、聞く相手は市内在住の同じ国出身の方が多く、出身国別のコミュニティが構築されていることが伺えます。また、同程度の人が「つくば市在住の日本人に聞く」と回答しており、多くの人が日本人と一定の交流を持っているようです。

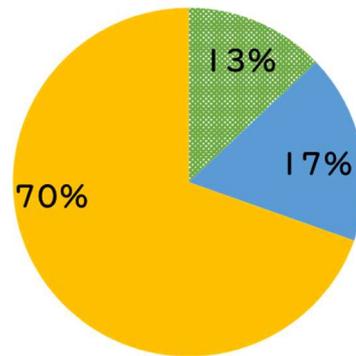
【つくば市からの情報提供媒体の認知度】(N=2230)

つくば市からの情報提供媒体については、全体的に「知らない」と回答した人が多く、周知不足が課題として浮き彫りになりました。特に、8言語で発行している外国語広報紙や近年情報発信に力を入れている多言語ホームページ（やさしい日本語を含め4言語）について、利用者・認知度ともに日本語の「広報つくば」やつくば市ホームページより低い結果となっています。なお、本調査の回答も日本語での回答が多かったことから、本調査の回答者に限って言えば、日本語のホームページを問題なく利用できている、または日本語のホームページの自動翻訳機能を活用して情報を得ていると考えられます。

「広報つくば」(日本語)

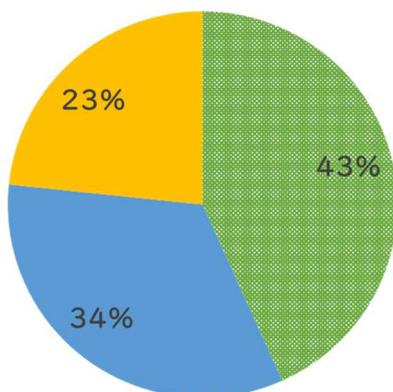


「CITY NEWS TSUKUBA」

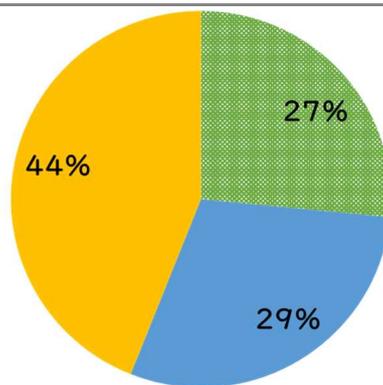


※英・中・韓・タイ・スペイン・ポルトガル・ベトナム・インドネシア語の外国語広報紙

つくば市ホームページ(日本語)



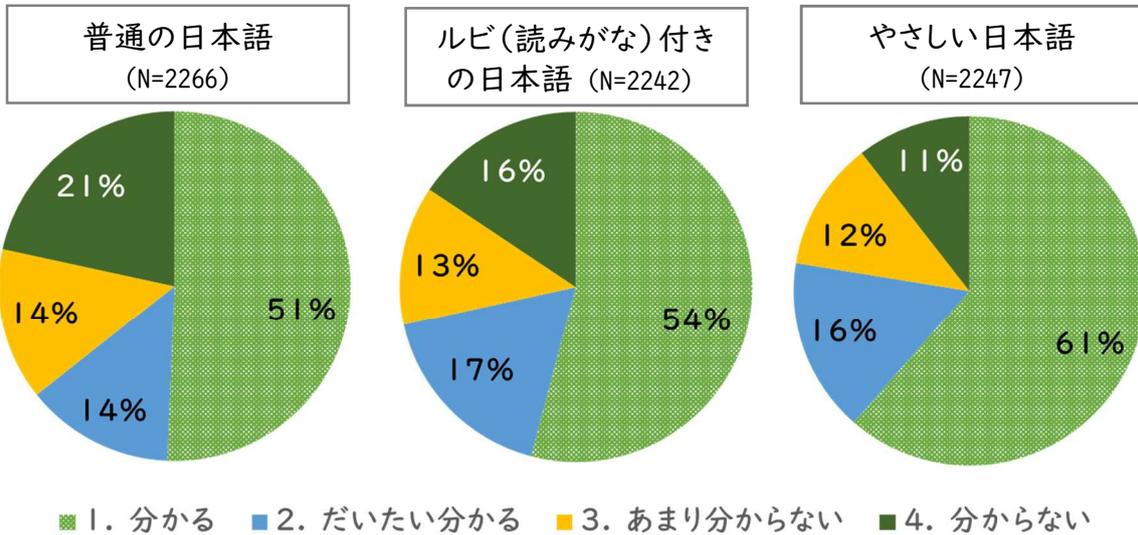
つくば市多言語版ホームページ
(やさしい日本語・英・中・韓)



■ 1. 利用している ■ 2. 知っているが、利用したことはない ■ 3. 知らない

【日本語の理解度】

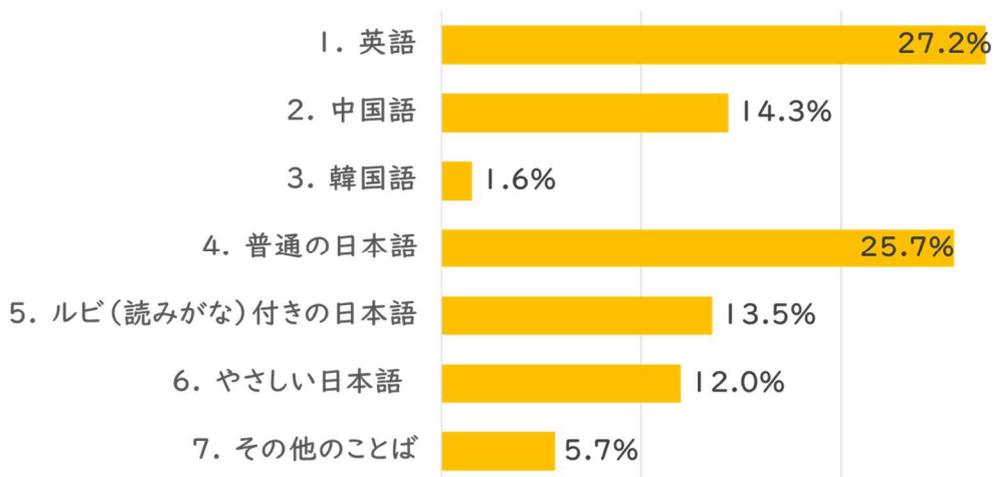
「土砂災害特別警報が出されたことをうけて、避難指示を発令しました。」の意味を理解できますか。



本調査の回答者は、ルビ付き日本語・やさしい日本語も含めると、日本語での情報発信もある程度理解できる人が予想以上に多い結果となりました。

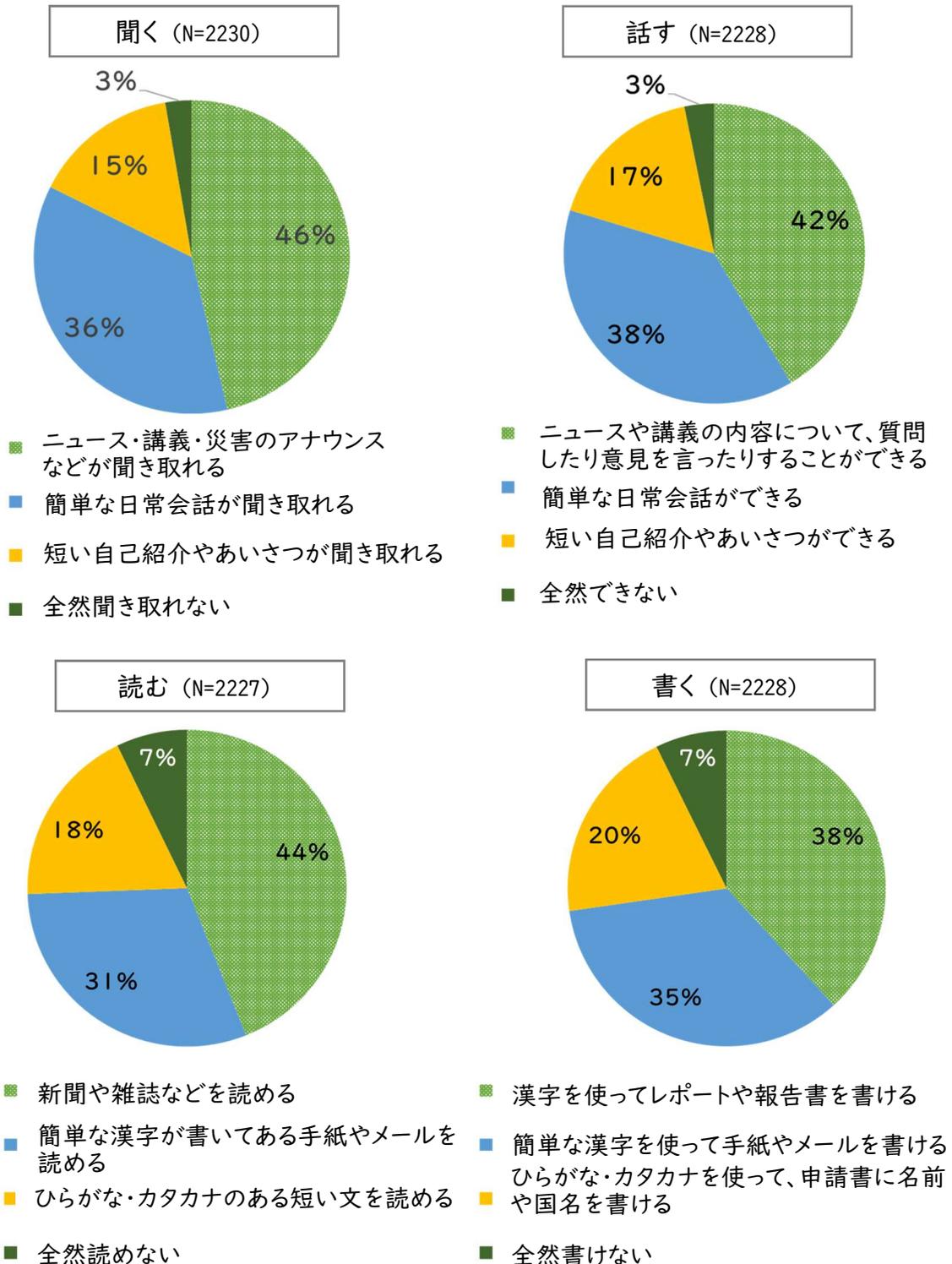
【情報提供を希望する言語】(複数回答可) (N=4119)

情報提供を希望する言語については、英語が最多数である一方、普通の日本語を希望する人も同程度おり、こういった方たちは、広報紙やホームページも多言語版ではなく、普通の日本語版で情報を得ることができていると思われます。



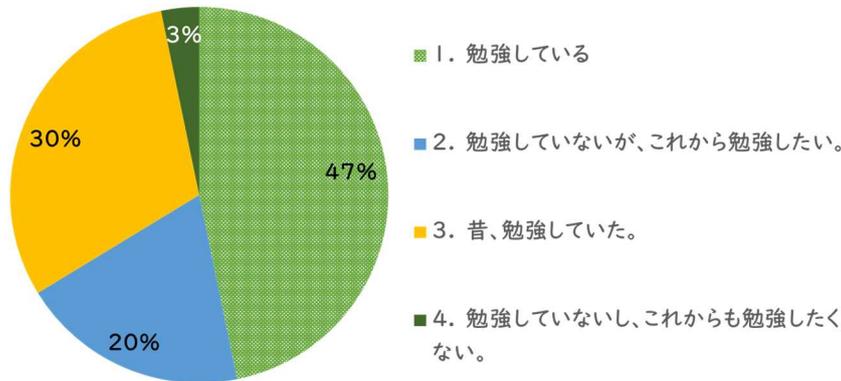
【日本語能力】

日本語の能力については、聞く・話すは約80%の人が「簡単な日常会話であればできる」と回答していますが、読む・書くは約70%程度に下がり、会話に比べると文章の方がハードルが高いことが伺えます。

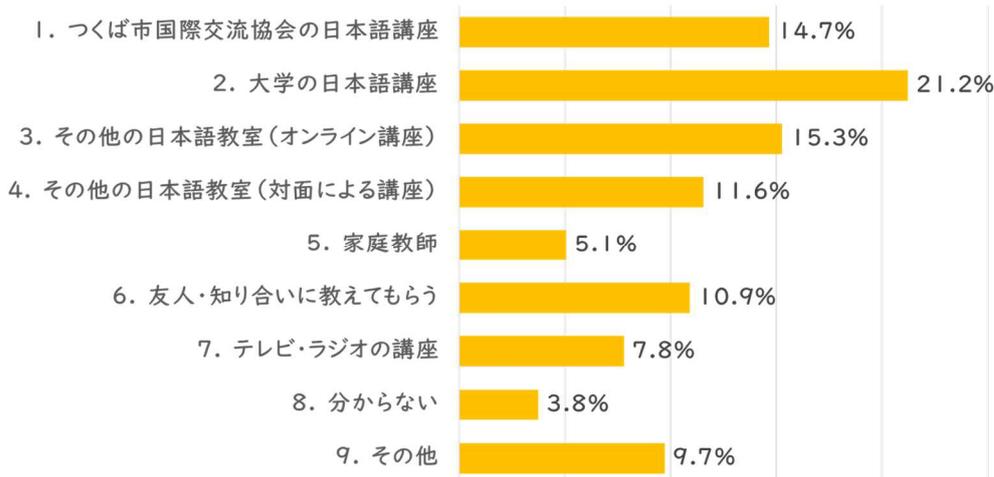


【日本語学習意欲】（複数回答可）（N=2221）

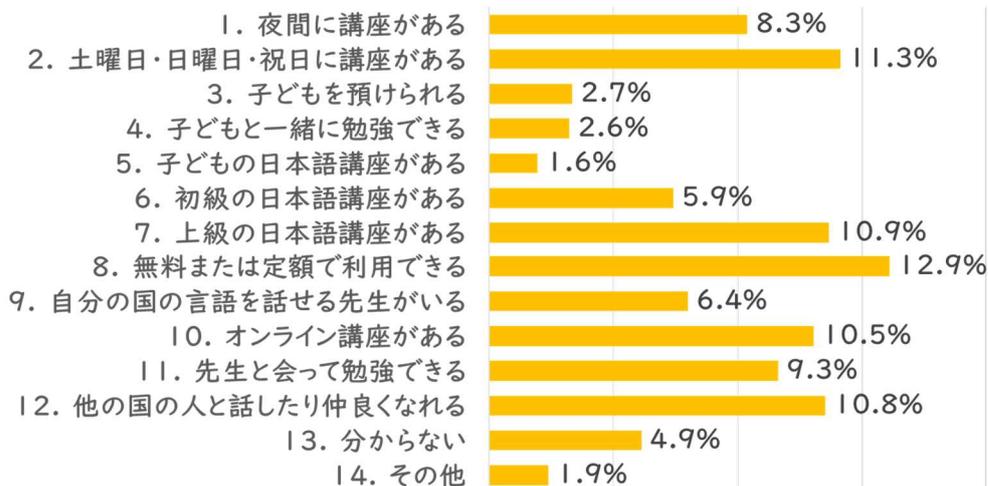
日本語学習については、約70%の方が学んでいる、または学びたいと回答しており、学習意欲は高いほか、30%の方も以前学んでいたと回答しています。



【日本語を学んでいる場所・学びたい場所】（複数回答可）（N=2559）



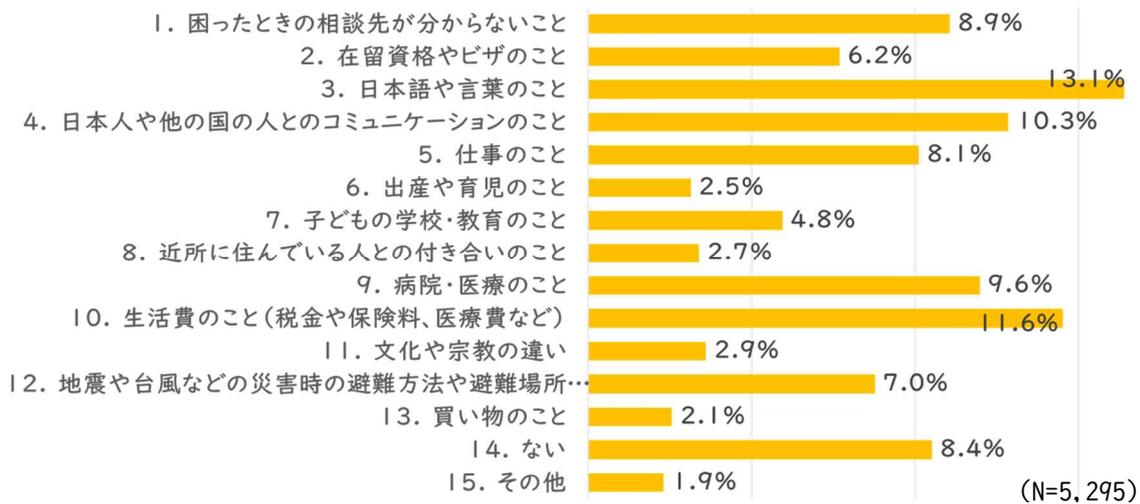
【希望する日本語講座の形態】（複数回答可）（N=5530）



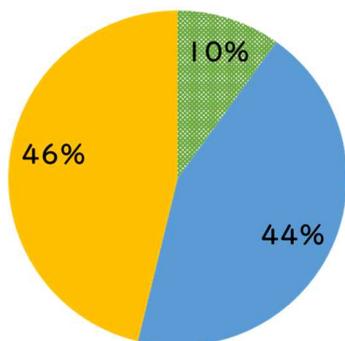
希望する日本語講座の形態については、土曜日・日曜日・祝日の講座開催と無料または低額の講座を望む声が多いとともに、ニーズは実に多種多様であることが分かりました。日本語講座の開催に当たっては、ニーズを踏まえた上でターゲットを明確にしたコース設定、レベル・開催日時・開催方法等の検討が重要と言えます。

【生活における困りごと】（複数回答可）

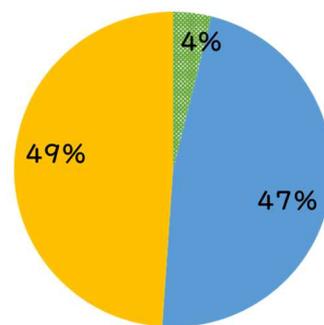
生活の中で困っていること・不安なことは、言葉に関することやお金に関することが多い結果でした。また、仕事のことや病院・医療、子育て・教育についての困りごとの傾向は、つくば市外国人相談窓口の相談内容と類似しています。なお、「困ったときの相談先が分からない」と回答した人が8.9%おり、「つくば市外国人相談窓口」を知らないと回答した人が46%にのぼることから、先述の通り「つくば市外国人相談窓口」のさらなる周知強化が必要です。



「つくば市外国人相談窓口」
13言語対応可能な市役所にある外国人
市民向け相談窓口 (N=2230)



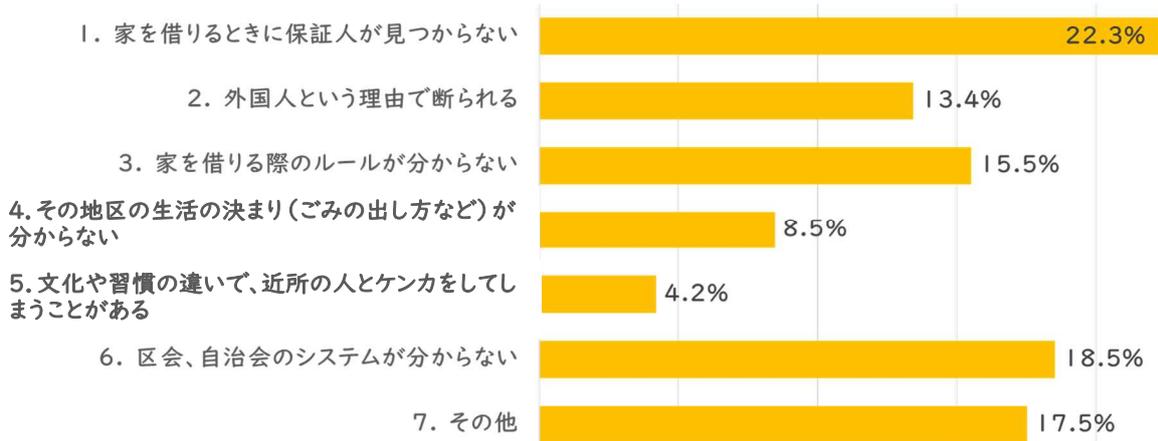
「119番」の多言語コールサービス
火事や救急の際、19言語で話せる電話
サービス (N=2230)



■ 1. 利用している ■ 2. 知っているが、利用したことはない ■ 3. 知らない

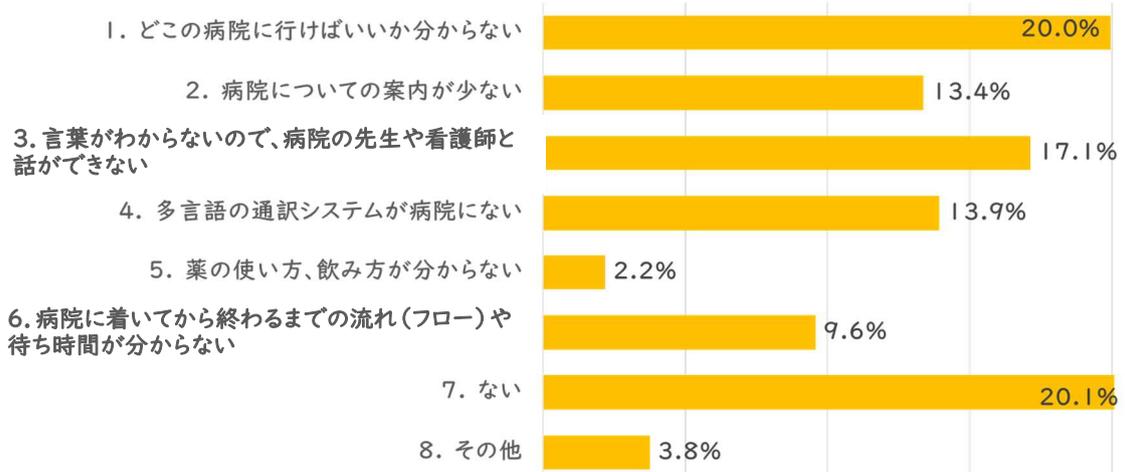
【生活における困りごと：住宅】（複数回答可）（N=2255）

つくば市外国人相談窓口における住宅に関する相談や問い合わせは、県営・市営住宅の入居等に関するものが圧倒的に多い傾向にありますが、本調査の結果では保証人の問題や外国人であるという理由で断られるなど、民間事業者（不動産会社）とのトラブルも挙がっていることから、法務省の人権相談窓口の周知強化などについても今後は力を入れる必要があります。



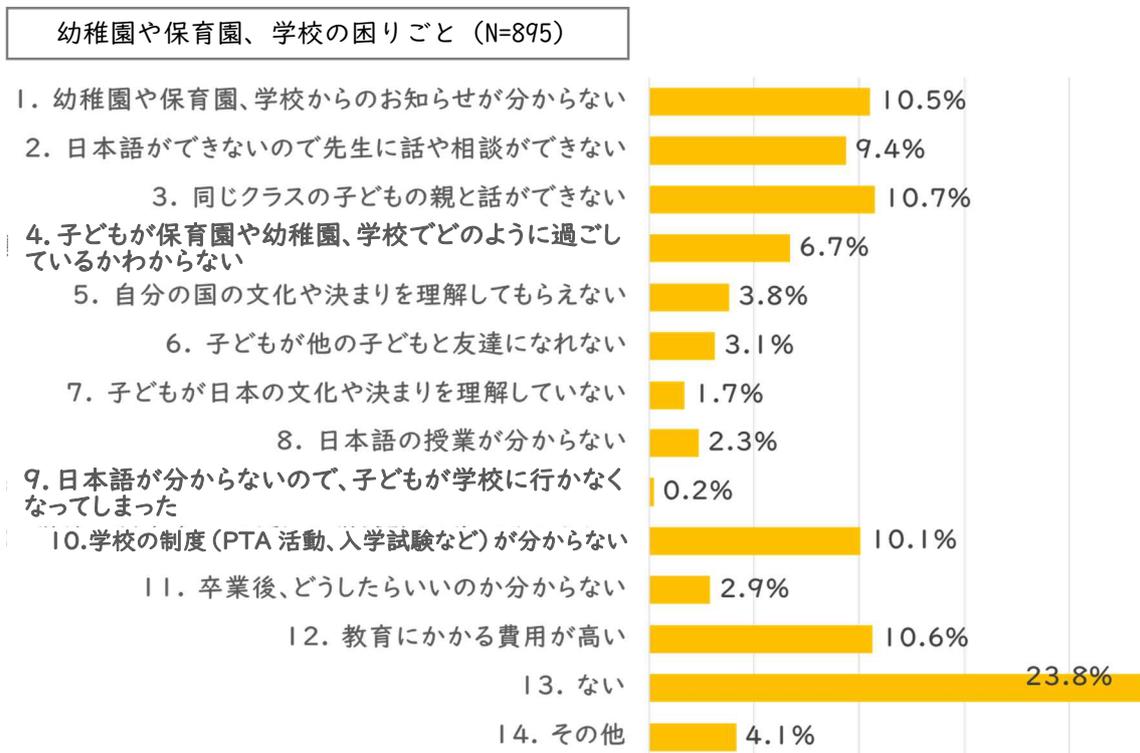
【生活における困りごと：病院】（複数回答可）（N=3432）

市民意識調査の結果では、つくば市の現状やまちづくりの取組について、「病院・診療所などの医療機関」の数や質には高い満足度が示されています。一方、外国人市民意識調査では、日本の病院に行く時の困りごととして、情報不足や言葉の壁が挙げられていることから、医療機関に関する情報提供に加え、病院にかかる際の医療通訳ボランティアの養成や活用、デジタル問診票の導入等、外国人も受診しやすい医療環境づくりが必要であると考えられます。



【生活における困りごと：子育て、幼稚園、保育園、学校】（複数回答可）

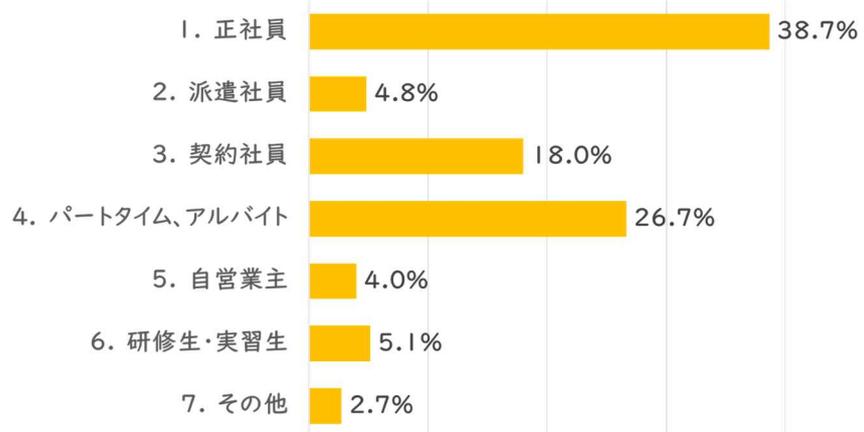
回答者の年齢が20代・30代が多いことから、同居している子どもがいる方のうち、80%は小学生までのお子さんとの同居となっていますが、育児や学校での困りごととしては、「ない」とした人がもっとも多い回答となりました。一方、学校の制度や支援制度などが分からない・言葉の壁・金銭的な問題を挙げる人もおり、外国人市民に向けた丁寧な情報発信を行うとともに、つくば市外国人相談窓口やつくば市国際交流協会が主催する各種事業の周知強化が必要となっています。



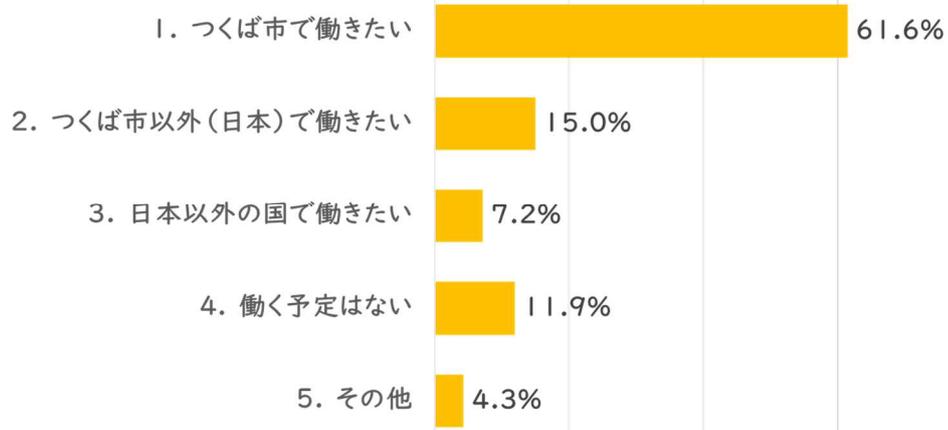
【就業状況とつくば市での就職意向】

「現在、働いている」と回答した60%の雇用形態は以下の通りで、72.4%の人がつくば市内で勤務していると回答しました。また、将来のつくば市での就職意向について尋ねると、「つくば市で働きたい」と回答した人が61.6%にのびりました。なお、「現在、働いていない」と回答した40%の多くは学生でした。

現在の雇用形態 (N=1283)

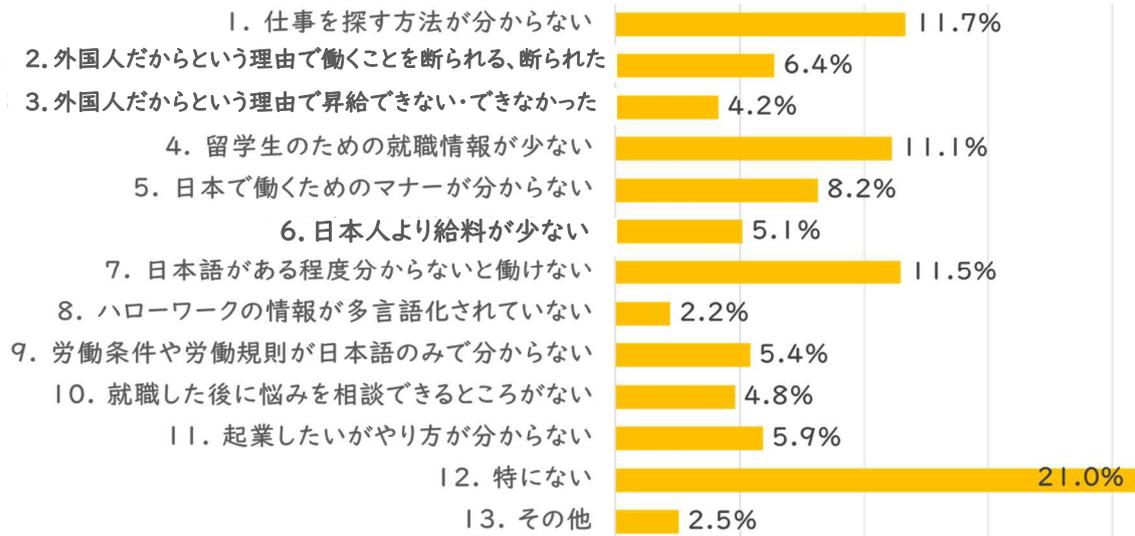


将来つくば市で働きたいか (N=2110)



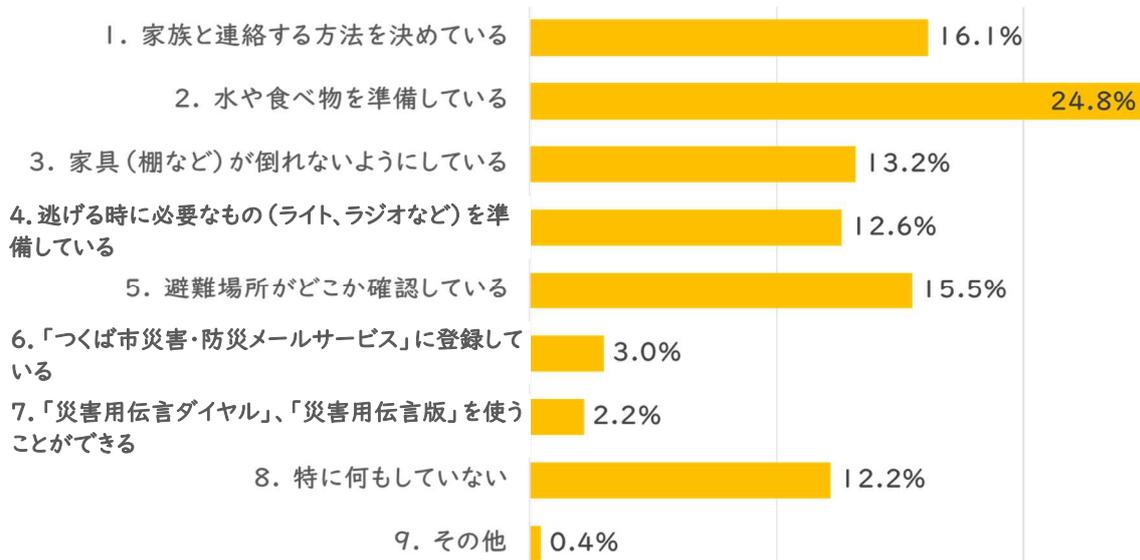
【生活における困りごと：仕事】(複数回答可) (N=3656)

前の設問で「将来はつくば市で働きたい」と回答した人が61.6%いる一方、働く際の困りごととして「仕事を探す方法が分からない」「留学生のための就職情報が少ない」「日本語がある程度分からないと働けない」が多く挙げられています。仕事を探す方法や留学生のための就職情報などは、大学や企業と連携し、情報提供方法やマッチング方法、セミナーの開催等を模索していく必要があります。



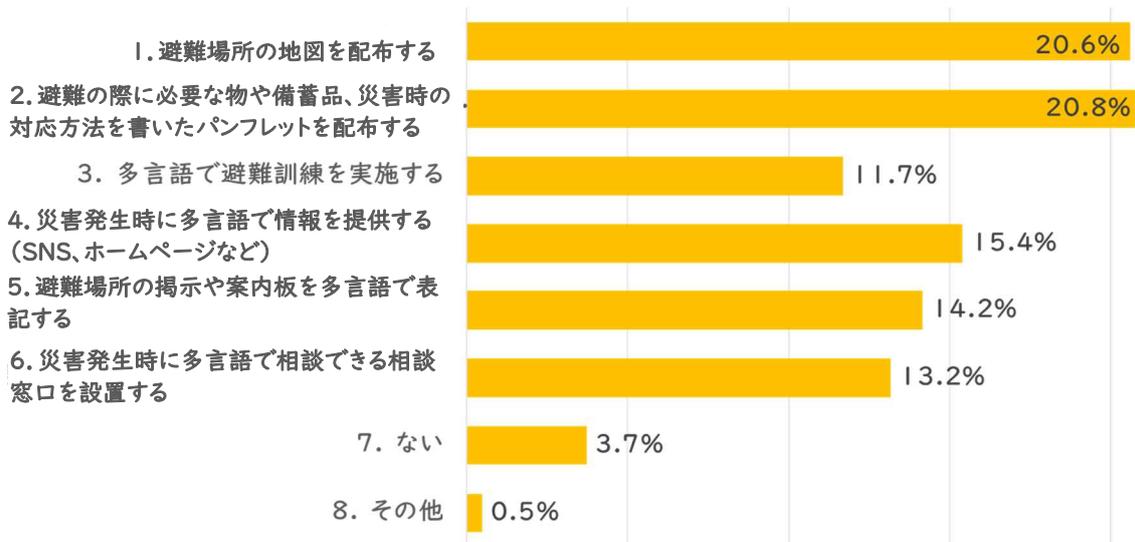
【災害に対する備え】（複数回答可）（N=4677）

災害への備えについて、多くの人が1つ以上の対策を講じている一方、何もしていない人が12.2%となっています。安全に安心して暮らすため、災害への備えに対する情報提供や意識啓発を引き続き行っていくとともに、発信方法や発信媒体についても工夫が必要であると言えます。



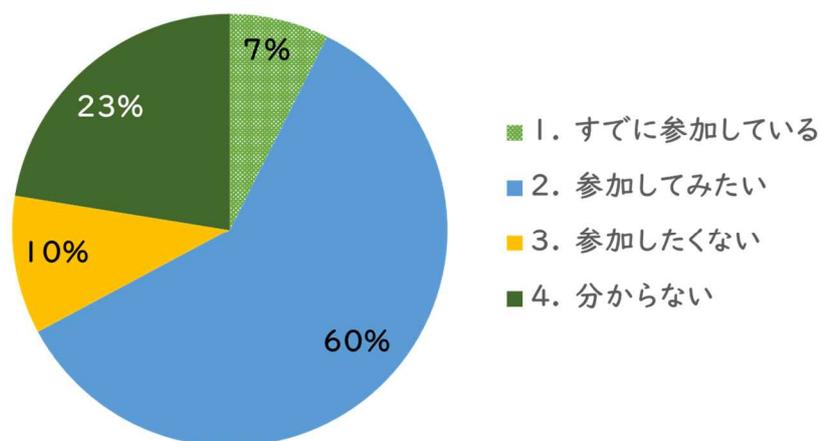
【災害対応として市に望むこと】（複数回答可）（N=5657）

発災前後のいずれの場合も市に「情報提供」を求める声が多く集まりました。災害時の備え等の啓発活動に力を入れるとともに、災害時の迅速な多言語での情報発信が喫緊の課題です。



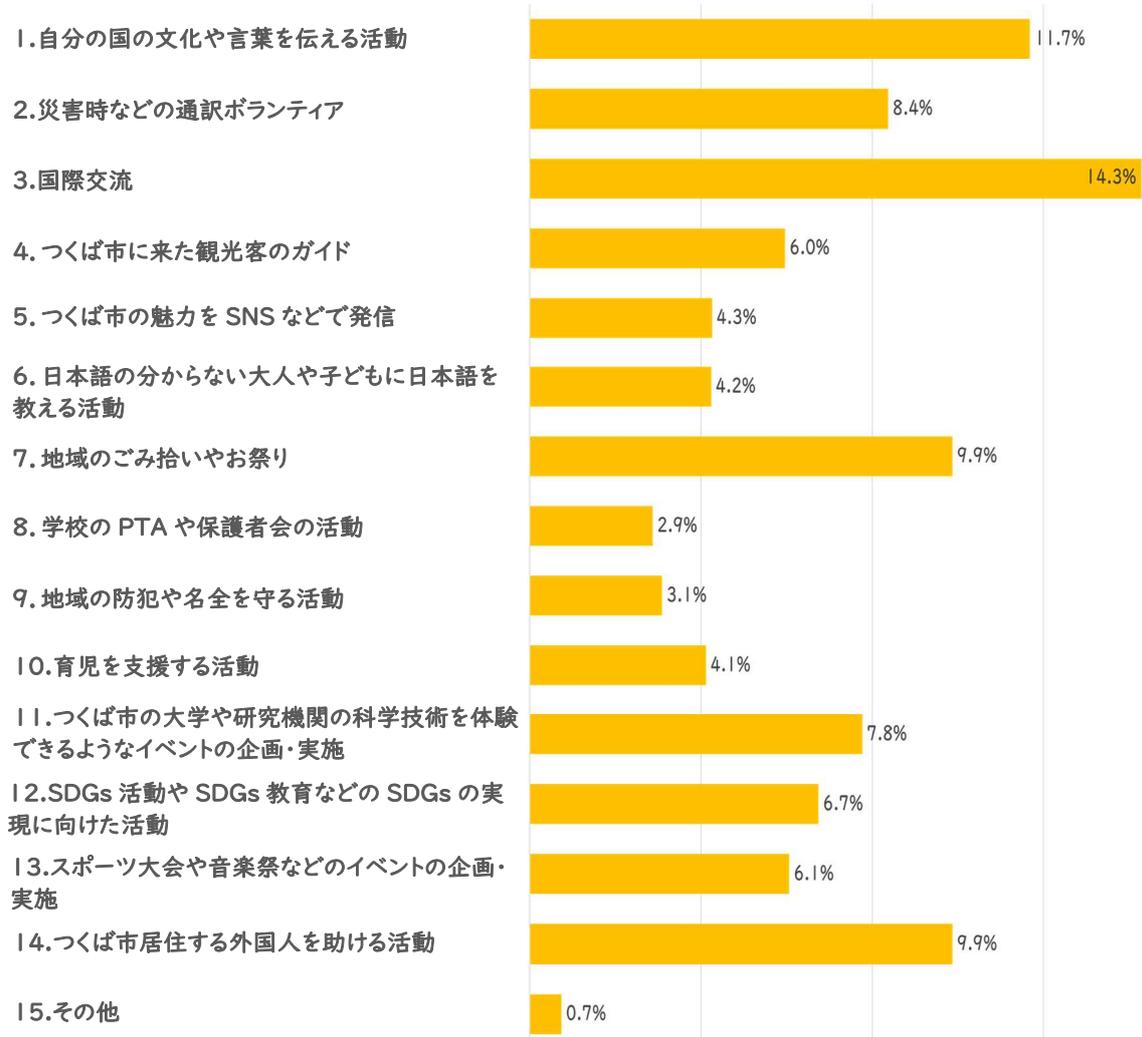
【地域活動やまちづくりへの参画意向】(N=2126)

地域活動やまちづくりに対する参加については67%の人が前向きでした。自国の文化や言葉を伝える活動や国際交流、他の外国人を助ける活動や災害ボランティアなど、外国人であることの強みを生かした活動をしたいと考えている人が多いほか、地域のごみ拾いやお祭りに参加したいと考えている人も多くいます。一方、それに対して、情報不足や参加の仕方がわからない、言葉の壁が障壁となっている様子も伺えることから、活動に関する情報やマッチング機会を適切に提供することができれば、地域活動やまちづくりに参加できる外国人市民が増えると考えられます。



【現在参加している活動・これから参加してみたい活動】（複数回答可）

(N=4979)



【自由記述】

つくば市に対する意見・要望等自由記述欄には、702 件の回答が寄せられました。主な意見・要望は以下の通りです。

① 外国人に特化したものではないと思われるもの

- ・街灯が少ない・暗い、治安への不安
- ・光害への対応
- ・暴走族等による騒音
- ・税金や保険料、保育料、出産費用などが高い（金銭面での不満）

- ・バス等公共交通の拡充（本数増・路線増・時間延長。車がないことによる不便さ）
- ・自転車道の整備、自転車で走りにくい道の改善
- ・無料駐輪場の提供
- ・市内で発生している渋滞解消
- ・商業施設や飲食店の充実
- ・保育園に入れたい
- ・スポーツ施設やスポーツイベントの拡充
- ・緑を守ってほしい
- ・市内に高校が少ない
- ・差別やいじめをなくして欲しい

② 一般的に外国人市民特有と思われるもの

- ・英語をはじめ多言語での情報発信強化
- ・多言語で相談できる人や場所の提供
- ・銀行や医療機関の多言語対応
- ・つくばで入国管理（VISA）手続きができるの良い
- ・無料（または安価）で日本語を学びたい
- ・給食でのハラール対応やハラールレストランの増加
- ・留学生への就職支援や就職情報の提供
- ・日本語ができない（苦手な）人の就労支援
- ・日本人との交流機会や参加できるイベント提供
- ・日本人に対する教育や多文化共生意識の醸成
- ・自分の技術や語学力を生かして地域に貢献したい

4 つくば市市民意識調査結果

(1) 調査の概要

つくば市の現状やまちづくりの取組に対する満足度及び市が進める主要な施策に対する市民の意見などを把握することを目的として実施しました。

対象	住民基本台帳に記載された18歳以上の男女3,000人を層化無作為抽出法により抽出
実施方法	郵送配布・回収(希望者はWeb回答も可)
実施言語	日本語
実施期間	令和3年(2021年)8月13日~8月31日
回収数	1,751通(回収率58.4%)

(2) つくば市の国際化に係る部分の主な結果

1 つくば市の「国際化の推進」に関する満足度

つくば市の「国際化の推進」について、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人は47%、「不満」「どちらかといえば不満」と回答した人は8.2%となっており、満足度は高いと言えます。一方で、「わからない」とした人が43.4%、無回答が1.4%となっており、この分野に関心がある市民が必ずしも多くないことがうかがえます。

満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	わからない	無回答
179人	644人	100人	44人	760人	24人
10.2%	36.8%	5.7%	2.5%	43.4%	1.4%

また、以下の基準で算出された「満足度」の計算結果では、つくば市の国際化の満足度が全42項目のうち2番目に高くなっており、「つくば市の国際化」については、全体の中でも満足度が高い分野であると言えます。

「満足度」の算出方法：以下の方法で回答数に点数をつけ、「わからない」「無回答」を除く回答者数で割って算出

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	わからない・無回答
各回答の点数	2点	1点	-1点	-2点	対象外

2 「国際都市つくば」としてつくば市が取り組むべきこと

つくば市が国際都市として取り組むべきことについては、「学校での国際理解教育」、「外国人と交流する機会の提供」がいずれも約38%となっており、次いで「世界に向けたつくば市の魅力発信」が約27%となっています。

(昇順)

「国際都市つくば」としてつくば市が取り組むべきこと	回答数(人)	構成比
学校での国際理解教育	658	37.6%
外国人と交流・協働する機会の提供	656	37.5%
世界に向けたつくば市の魅力の発信	471	26.9%
相談・交流拠点整備等による外国人市民への生活支援	430	24.6%
海外の芸術・文化・芸能公演	402	23.0%
案内表示・施設窓口での多言語対応	383	21.9%
留学生への支援	326	18.6%
外国人市民への日本語学習支援	291	16.6%
国際関係機関等との連携による国際化推進体制の充実	266	15.2%
特に必要ない	147	8.4%
その他	56	3.2%
無回答	94	5.4%

※つくば市市民意識調査結果分析から詳細データ引用

【グローバル化】とは？

「グローバル化」とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ととらえることができる。さらに「国際化」はグローバル化に対応していく過程ととらえることができる。

出典：文部科学省 国際教育交流政策懇談会（第1回） 配付資料（平成21年1月27日）

つくば市としても、国際化の推進は「グローバル化」へ至る重要な過程であると考え、つくば市らしい「国際化」の様々な取組を一体的に進めることにより、「グローバル化」の実現を目指します。



5 つくば市における課題

これまでの取組や社会情勢といった現状整理や「つくば市外国人市民意識調査」、「つくば市民意識調査」の結果から抽出したつくば市における顕著な課題は以下のとおりです。

課題1：生活支援等情報や行政サービスの周知強化と認知度向上

「つくば市外国人相談窓口」や多言語ホームページ、外国語広報紙での情報発信等行政サービスについて、外国人市民意識調査において認知度が低いことがわかりました。今後は行政サービスのさらなる周知強化により認知度向上を図る必要があります。

課題2：外国につながる児童・生徒に対する日本語学習支援体制のさらなる拡充

外国につながる児童・生徒は年々増加しており、それに伴い日本語学習支援が必要な児童・生徒も増えています。子ども達の日本語学習支援を拡充するとともに、日本語指導者やボランティアの養成も併せて促進していく必要があります。

課題3：外国人市民の地域への参画機会の提供や参画のための情報発信

外国人市民意識調査結果では、地域づくりやまちづくりに「すでに参加している」と回答した人は7%だった一方、「参加してみたい」と回答した人は60%にのぼりました。さらに、参加を妨げている主な要因として、「活動に関する情報不足」や「参加の仕方が分からない」を挙げている人が多いことから、外国人市民の能力発揮の機会の発掘や参加の働きかけ、情報提供の充実を図る必要があります。

課題4：外国人市民が日本人市民と対等に協働できる環境の整備

総務省の「地域における多文化共生推進プラン」においても、外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保がうたわれており、課題3と同様、外国人市民の活躍の場や日本人市民と協働できる環境の整備が必要です。

課題5：交流と学びの機能を兼ね備えた「国際交流拠点」の整備

現在つくば市には、国際交流活動の拠点として十分な広さ・機能を備えた施設がありません。つくば市国際交流協会が主催する日本語学習支援等の様々な事業も、市の施設等を転々としながら実施している状況で、「国際交流協会の場所がよく分からない」との声もしばしば聞かれます。外国人市民が気軽に集える場、日本語学習や外国につながる児童・生徒の学校生活や学習を支援する場として「国際交流拠点」の整備

が必要であるとともに、こうした拠点が外国人市民と日本人市民が気軽に交流できる場としても機能することが求められています。

課題6：つくばでの就労を希望する留学生等の支援

第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会の中で、つくばで働きたくても希望通りに就職できず、帰国や転出する留学生が多いとの現状が示されました。外国人市民意識調査結果でもつくば市で働きたいと回答した人は60%を超えているものの、仕事における困りごとでは「仕事を探す方法が分からない」「日本語がある程度分からないと働けない」「留学生のための就職情報が少ない」等が挙げられており、つくば及び国内での就労を希望する留学生等の支援が求められています。

課題7：外国人市民の生活を支える関係機関との連携体制の構築

今後、一層増え続けることが予想される外国人市民の生活をきめ細やかに支援するためには、その受入機関や民間団体を含む各種支援機関等と役割を分担し、一体となって取り組んで行くことが重要であり、こうした機関との連携体制のあり方の協議や、情報・認識の共有による連携強化が必要です。

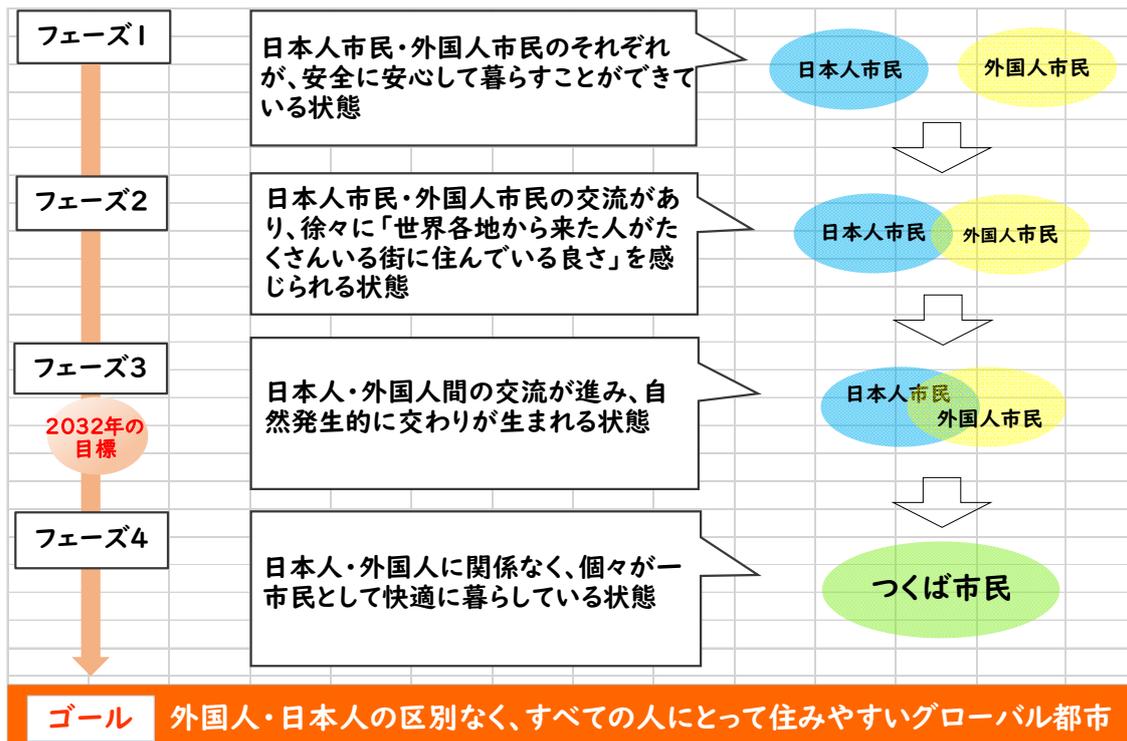
課題8：国際社会に向けたつくばの魅力発信の強化

約150もの国や地域から多様な人材が集う今日のつくば市の姿は、筑波研究学園都市の成長とともに50年近くかけて培われてきたものです。このレガシーをもとに、つくば市をさらに創造性と可能性に富んだグローバル都市として発展させていくためには、引き続き国内外からつくばへの多様な人材の流入を図っていく必要があります。そのためには、つくばの豊かな自然や文化、教育、科学技術やスタートアップ、スマートシティの取組等、つくばの魅力を発信して多様な人材を引き付けることが不可欠であり、今後も姉妹都市・友好都市等をはじめ国内外の多様な機関との交流・連携を推進し、そのネットワークを生かして国際社会に向けたつくばの魅力発信を強化していくことが必要です。

第4章 第2次つくば市グローバル化基本指針の方向性

1 つくばのグローバル化に向けた過程と目指す「ゴール」

つくばのグローバル化に向けた過程と最終的に目指す「ゴール」について、ゴールまでの過程を4段階のフェーズに分け、各フェーズにおける日本人市民と外国人市民の在り方を図示しました。



<各フェーズにおける日本人市民と外国人市民の関係性>

フェーズ1は、「日本人市民と外国人市民のそれぞれが、安全に安心して暮らすことができている状態」です。行政や各種団体が、外国人市民がつくば市で不自由なく暮らせるよう、外国人生活支援等のサポートを行い、市民は国籍や言語等の属性を共有するグループ内で助け合っています。

フェーズ2は、「日本人市民と外国人市民の交流があり、徐々に『世界各地から来た人がたくさんいる街に住んでいる良さ』を感じられる状態」です。行政や国際交流協会をはじめ各種団体が交流イベントを実施し、交流の場を創出しています。また、中には積極的に国籍や言語を超えて接点を持っており、「世界各地から来た人がたくさんいる街に住んでいる良さ」を感じられている市民もいますが、全市的にそれが当たり前の状態にはなっていません。

フェーズ3は、「日本人と外国人間の交流が進み、自然発生的に交わりが生まれる状態」です。行政や各種団体が介在せずとも、互いに助け合い、交流し、ともにつくばでの生活を楽しんでいます。誰でも多様な文化や価値観に触れることができ、食、文化、教育等、日常的に多様性を楽しめる豊かな人生を送ることができる状態です。

フェーズ4は、「日本人・外国人に関係なく、個々がー市民として快適に暮らしている状態」です。世界各地から集まった多様な文化的背景を持つ人々が身近に暮らしている日常が「あたりまえ」になっています。国籍等に関係なく、一人ひとりが互いに同じコミュニティの一員として楽しく暮らすことができ、あらゆる場面において日本人と外国人を分けて考える必要がなくなっています。そして、多様性から新たな文化やイノベーションが生まれることで、より豊かな社会が創出されていることでしょう。

<本指針の到達目標>

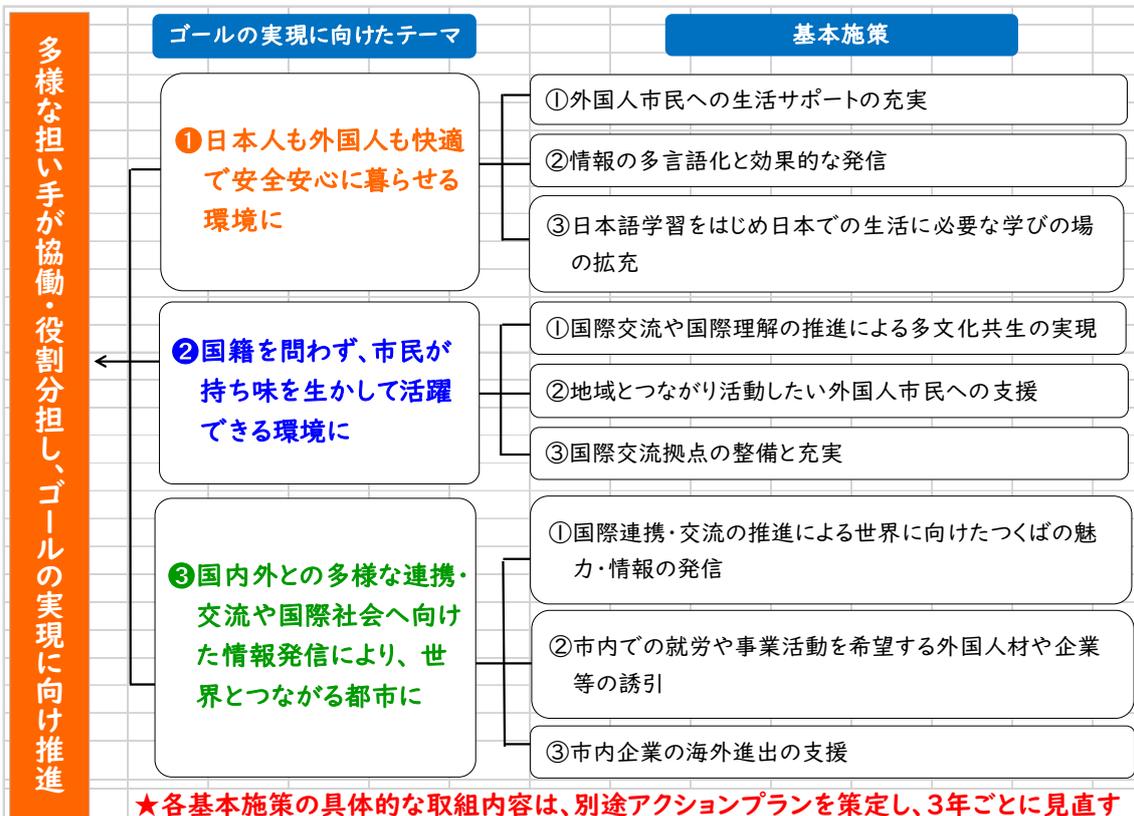
現在のつくば市はフェーズ1の途上にあり、部分的にはフェーズ2に差しかかっている状況です。本指針の推進期間となる今後10年間においては、フェーズ3に到達することを目標とします。フェーズ3に到達できた時、つくば市は150か国の人々の出会いの場になっており、外国人・日本人に関わらず、市民は「国際都市つくば」で生活することを楽しいと感じ、誇れるようになっています。

しかし、10年間という本指針の推進期間でフェーズ3へ到達したそのさらに先にあるものが、「グローバル都市つくば」としての本当のゴールだと考えます。それが、フェーズ4の「日本人・外国人に関係なく、個々がー市民として快適に暮らしている状態」です。

本指針の策定に当たり、「グローバル化」の本当の意味でのゴールは、究極的には「外国人・日本人の区別なく、すべての人にとって住みやすいグローバル都市」であると結論づけました。

2 ゴールの実現に向けた3つのテーマと基本施策

本指針で目指すゴールの実現に向けては、様々な課題に対する取組を推進していく必要があります。本指針では、ゴールの実現に向けた3つのテーマを設定し、それに紐づく基本施策を掲げます。



(1) ゴールの実現に向けたテーマ

① 日本人も外国人も快適で安全安心に暮らせる環境を目指します

主に外国人市民を対象とした生活支援・コミュニケーション支援の拡充により、日本人と外国人がともに安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

② 国籍を問わず、市民が持ち味を生かして活躍できる環境を目指します

外国人市民を支援の対象とするだけでなく、外国人が地域社会におけるプレイヤーとして活躍し、日本人市民とつながり協働できるような環境づくりを目指します。今回の指針の目玉の一つになる、新しい視点です。

③ 国内外との多様な連携・交流や国際社会へ向けた情報発信により、世界とつながる都市を目指します

国内外の都市や各種機関等と様々な形で連携・交流し、世界に向けてつくばの自然や文化、教育、科学技術やイノベーション、外国人住民の居住満足度等について情報発信することにより、世界中からより多様な人や文化・ビジネス等が集まってくる流れを生み出すことを目指します。

(2) 3つのテーマに紐づく基本施策

3つのテーマごとに基本施策を紐づけます。なお、本指針の基本施策に対応させる形で、別途、個別の具体的な取組をアクションプランとして策定し、3年ごとに丁寧に見直しを行いながら、実効性の高いものにしていきます。

①「日本人も外国人も快適で安全安心に暮らせる環境」を目指すための基本施策

主に外国人への生活支援や多言語での情報発信、日本語をはじめ日本での生活に必要な知識等を得るための学びの場を拡充していきます。

①外国人市民への生活サポートの充実

②情報の多言語化と効果的な発信

③日本語学習をはじめ日本での生活に必要な学びの場の拡充

②「国籍を問わず、市民が持ち味を生かして活躍できる環境」を目指すための基本施策

日本人市民と外国人市民が交流し、互いに理解し合うため、多文化共生意識の醸成を図るとともに、地域とつながり活動したいと考えている外国人市民の支援や居場所づくりを進めるものです。また、市内及び国内で働きたいと望む外国人留学生等の就業のチャンスを広げることに資する取組を行います。

①国際交流や国際理解の推進による多文化共生の実現

②地域とつながり活動したい外国人市民への支援

③国際交流拠点の整備と充実

③「国内外との多様な連携・交流や国際社会へ向けた情報発信により、世界とつながる都市」を目指すための基本施策

豊かな自然や住環境、科学技術やイノベーション、スーパーサイエンスシティとしての取組をはじめとするつくばならではの魅力や情報を世界に向けて発信します。また、市内での就労や事業活動を希望する外国人材、企業等の誘引に向けた取組と海外進出を希望する市内企業の支援を行います。

①国際連携・交流の推進による世界に向けたつくばの魅力・情報の発信

②市内での就労や事業活動を希望する外国人材や企業等の誘引

③市内企業の海外進出の支援

3 推進体制

つくば市のグローバル化の実現のためには、行政だけではなく、市民やつくば市国際交流協会、各種団体、大学・研究機関、企業・事業所等、様々な担い手がつながり、連携・協力しながら一体となって取組を進めていくことが不可欠です。そのため、「ゴールの実現に向けた3つのテーマと基本施策」においても、「多様な担い手が協働・役割分担し、ゴールの実現に向け推進」と明記しています。

市は、つくばのグローバル化の実現に向けて、多様な担い手同士がつながり、連携・協力するための要としての役割を担います。また、国の機関や県など他の行政機関ともスムーズな連携や情報共有ができる関係性を構築します。

市が担う具体的な事業としては、地域のグローバル化に関わる課題やニーズに基づいた施策等の検討・立案を行うとともに、外国人市民へ向けた情報発信や多言語相談窓口の設置等により、外国人市民の生活支援や多文化共生社会づくりを推進します。

また、外国につながる児童・生徒に対して、学びやすい教育環境整備を進め、日本語指導及び学習支援等を行うとともに、国際理解教育等により、多文化共生のための教育を推進するほか、各担い手と連携して海外の都市や各種機関との多様な連携・交流を推進するなど、つくばの魅力を世界に向けて発信します。

つくば市国際交流協会との連携

つくば市国際交流協会は、市と協働し、市民を巻き込んでつくば市のグローバル化を推進する重要な役割を担っており、その活動を支えるボランティアの確保・育成も行っています。具体的な取組としては、日本語学習講座の開催、外国につながる児童・生徒の日本語学習支援やその保護者の支援、国際交流の場の創出、外国人市民の居場所づくりなど、市民に身近な存在として、きめ細やかなサポートや各種事業の企画・実施を担っています。

市は、今後も協会と密接に連携し、日本人・外国人双方のニーズを把握しながら、様々な取組を検討・実施していきます。

各種団体との連携

つくば市では、日本語学習ボランティアをはじめとする多数の市民活動団体やNPO法人等が積極的に活動しています。団体によって活動の規模に差はあるものの、外国人市民の支援や国際交流の場づくりに関して、こうした団体は非常に大きく貢献しています。

市としては、各種団体の個々の取組の把握に努めるとともに、各団体とのつながりを深め、各団体が得意分野や強みを生かした取組を実施する上で協働・連携を図っていきます。

大学・研究機関等との連携

つくば市に多い「留学」や「技術・人文知識・国際業務」「研究」「高度専門職」等の在留資格を有する外国人市民は、多くの場合、大学・研究機関等が受入機関となっています。このため、こうした外国人市民の生活支援を行うためには、市と大学・研究機関等との連携が必要です。また、大学・研究機関等は海外の各種機関等と連携・交流を行う機会が多いことから、市とこれらの機関が協力して市の魅力の発信等を行うことが効果的であると考えられます。市内や国内での就労を希望する留学生等をサポートする上でも、所属大学等による主体的な取組に市が協力することが求められます。

企業・事業所等との連携

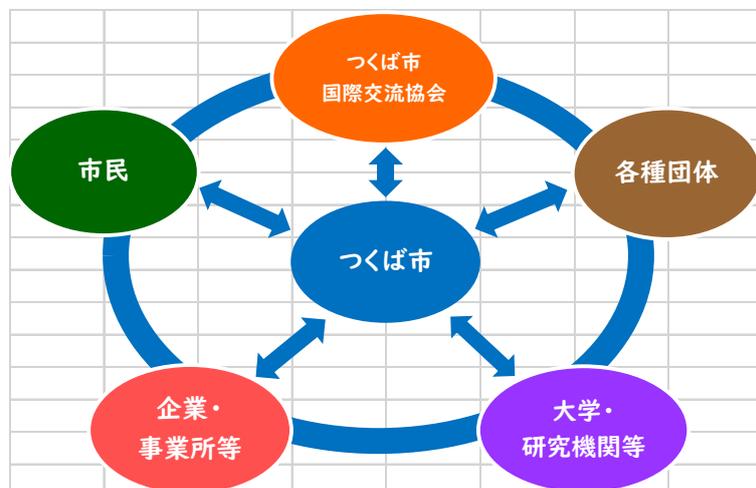
企業においては、人材不足が経営上の課題にもなっており、人材の確保や育成が急務となっています。国や県としても外国人を含む多様な人材の活用を求めていることから、市は、企業・事業所等が受入環境の整備に取り組むにあたり、様々な形で連携・協力します。また、外国人が商店・飲食店・医療機関等を利用しやすい環境の整備に向けて、市は企業・事業者等との連携を進めます。

市民との連携

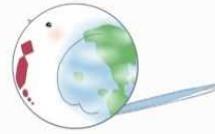
本指針がゴールとして掲げる「グローバル都市」を実現するためには、市が積極的に市民に働きかけ、日本人市民と外国人市民がお互いの文化や生活習慣、価値観の違いを認め合い、地域社会の対等なパートナーとしてともに地域社会を支える状態に誘導していく必要があります。

日本人市民は、外国語が話せなくても「やさしい日本語」や翻訳アプリ等を活用してコミュニケーションを図ったり、外国人市民は日本語や日本文化を理解しようとするなど、すべての市民が互いに歩み寄って対話や交流が行われるように、市や国際交流協会が中心となって働きかけを行っていきます。そして、外国人・日本人の区別なく、市民が自分の強みを生かして地域社会を支えるボランティア活動等に参画できる機会を創出し、すべての人にとって住みやすいグローバル都市をともに創っていきます。

このように、多様な担い手がつながってネットワークを形成し、連携を密にしながら、つくば市のグローバル化を推進していきます。



【やさしい日本語】とは？



やさしい日本語のイメージ
キャラクター「ことりん」

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

やさしい日本語の歴史は、1995年の阪神・淡路大震災に遡ります。この震災のとき、日本人の死傷者は約1%でしたが、外国人の死傷者は2%以上でした。これ以降、外国人に対しても迅速に災害などの情報伝達を行う手段として取組が始まり、その後、新潟県中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)を経て、災害時のやさしい日本語での発信の取組が全国に広がりました。一方、平時のやさしい日本語での情報発信も、2000年代に入ってから、地方公共団体や国際交流協会が始まっています。近年では、外国人観光客とのコミュニケーションや、外国人住民と日本人住民の交流を促進する手段としてやさしい日本語を活用した取組も進んでいます。

出典：「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 2020年8月」

出入国在留管理庁・文化庁

資料編

1 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会設置要項

(設置)

第1条 つくば市の国際化推進のあり方について広く意見を聴くため、第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第2次つくば市グローバル化基本指針(以下「指針」という。)の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市議会議員
- (5) 地方行政機関及び公共的団体の役職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指針策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会は、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、懇話会を代表して、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会)

第6条 懇話会は、必要に応じ座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、懇話会の招集が困難である場合にあっては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行うことができるものとする。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(映像等の送受信による通話の方法による懇話会)

第7条 座長は、委員の全部又は一部について、懇話会の効率的な運営に資すると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)により、懇話会を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第35号)第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 座長は、前項ただし書の規定にかかわらず、委員の全部又は一部について懇話会を開催する場所に参集することが困難な場合その他やむを得ない事由のある場合には、映像等の送受信による通話の方法により、懇話会を開催することができる。
- 3 座長は、映像等の送受信による通話の方法により懇話会を開催する場合には、懇話会を開催する場所に参集する委員を除き、当該懇話会に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 4 委員が映像等の送受信による通話の方法により懇話会に参加したときは、当該委員は、懇話会へ出席したものとみなす。
- 5 映像等の送受信による通話の方法による懇話会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長公室国際都市推進課において処理する。

附則

この要項は、令和2年(2020年)8月14日から施行する。

附則

この要項は、令和3年(2021年)8月5日から施行する。

附則

この要項は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

2 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会委員名簿

(敬称略、五十音順)

No.	所属機関・役職	氏名	任期
1	筑波学院大学 教授	浅見 道明	令和3・4年度
2	つくば市 副市長	飯野 哲雄	令和3年度
3	市民委員	井上 里鶴	令和3年度
4	関彰商事株式会社 総合企画部 部長	上村 祐一	令和3・4年度
5	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員長 (国研)産業技術総合研究所つくばセンター 次長	加納 誠介	令和4年度
6	つくばインターナショナルスクール 校長	クロフォード シェイニー	令和3・4年度
7	TIVONAの会 代表 一般財団法人つくば市国際交流協会 理事 (茨城女子短期大学 教授)	小林 和子	令和3・4年度
8	市民委員	シン イナ	令和3・4年度
9	市民委員	平良 侑希	令和3・4年度
10	特定非営利活動法人つくば日中協会 理事長	唐 莉莉	令和3・4年度
11	筑波研究学園都市交流協議会 副会長 (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 理事	中島 隆	令和3年度
12	一般財団法人つくば市国際交流協会 理事長【座長】	布浦 万代	令和3・4年度
13	筑波大学 副学長・理事	ベントン キャロライン	令和3・4年度
14	一般社団法人つくば観光コンベンション協会 事務局長	星野 弘	令和3・4年度
15	市民委員	前田 崇行	令和3・4年度
16	つくば市 副市長	松本 玲子	令和4年度
17	つくば市議会 副議長	皆川 幸枝	令和3・4年度
18	独立行政法人国際協力機構筑波センター 所長	睦好 絵美子	令和4年度
19	つくば市立吾妻中学校 校長(令和3年度) つくば市立竹園東中学校 校長(令和4年度)	茂在 哲司	令和3・4年度
20	風の会 代表 一般財団法人つくば市国際交流協会 理事	吉田 麻子	令和3・4年度
21	独立行政法人国際協力機構筑波センター 所長	渡邊 健	令和3年度

**第2次つくば市グローバル化基本指針
令和5年(2023年)4月**

つくば市市長公室国際都市推進課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(代表)